

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第5節 経済連携協定に係る輸入通關 (EPA税率を適用する場合の取扱い)</p> <p>68 - 5 - 1 EPA税率の適用を受けようとする輸入申告(法第43条の3第1項(法第62条において準用する場合を含む。)又は第62条の10の規定による承認の申請(以下この節において「蔵入申請等」という。)が行われた貨物に係るもの又は特例申告に係る指定貨物のものを除く。以下この節において「輸入申告」という。)又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 輸入申告の受理担当審査官による取扱い 受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。 イ 暫定法第8条の6第4項に基づくEPA税率適用停止の有無の確認 輸入申告に係る貨物について、暫定法第8条の6第4項の規定に基づくEPA税率の適用停止の有無の確認を行う。</p> <p>□ 締約国原産地証明書についての確認 輸入申告に係る貨物が、令第61条第1項第2号イ後段かつこ書に規定する貨物である場合を除き、同項第2号イに規定する締約国原産地証明書(後記68 - 5 - 11(締約国原産地証明書の様式))の規定により定める様式のもの)が添付されているか否か(添付されていない場合等には、同条第5項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等に当たるか否か。)、更に締約国原産地証明書(令第61条第1項第2号イに規定する原産地証明書をいう。以下同じ。)が添付されているときは、同条第4項及び第6項の規定に基づき、当該締約国原産地証明書が次のすべての要件を満たしているか否かについて確認を行う。なお、「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」(平成14年条約第16号)(以下「シンガポール協定」という。)第31条に基づく原産地証明書(以下「シンガポール協定原産地証明書」という。)にあっては、同条第4項の規定に基づき、当該シンガポール協定原産地証明書に係る貨物を送り出した際(税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合には、送り出した後その事由により相当と認められる期間内。具体的な取扱いは後記68 - 5 - 13('やむを得ない特別の事由'の意義)による。)に発給されたものであ</p>	<p>第5節 シンガポール協定、メキシコ協定及びマレーシア協定に係る輸入通關 (シンガポール税率、メキシコ税率又はマレーシア税率を適用する場合の取扱い)</p> <p>68 - 5 - 1 シンガポール税率、メキシコ税率又はマレーシア税率の適用を受けようとする輸入申告(法第43条の3第1項《外国貨物を置くことの承認》(法第62条《保稅蔵置場についての規定の準用》において準用する場合を含む。)又は第62条の10《総合保稅地域に外国貨物を置くこと等の承認》の規定による承認の申請(以下この節において「蔵入申請等」という。)が行われた貨物に係るもの又は特例申告に係る指定貨物のものを除く。以下この節において「輸入申告」という。)又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 輸入申告の受理担当審査官による取扱い 受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。 イ 暫定法第8条の6第4項に基づくメキシコ税率適用停止の有無の確認 輸入申告に係る貨物について、暫定法第8条の6第4項 メキシコ協定に基づく関税割当制度等の適用の停止 の規定に基づくメキシコ税率の適用停止の有無の確認を行う。</p> <p>□ シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書についての確認 輸入申告に係る貨物が、令第61条第1項第2号イ後段かつこ書 シンガポール協定原産地証明書の提出を要しない貨物 、同項第3号イ後段かつこ書 メキシコ協定原産地証明書の提出を要しない貨物 又は同項第4号イ後段かつこ書 マレーシア協定原産地証明書の提出を要しない貨物 に規定する貨物である場合を除き、同項第2号イ シンガポール協定原産地証明書 に規定するシンガポール協定原産地証明書(後記68 - 5 - 11(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の様式))の規定により定める様式のもの)、同項第3号イ メキシコ協定原産地証明書 に規定するメキシコ協定原産地証明書(後記68 - 5 - 11(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の様式))の規定により定める様式のもの)又は同項第4号イ マレーシア協定原産地証明書 に規定するマレーシア協定原産地証明書(後記68 - 5 - 11(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の様式))の規定により定める様式のもの)が添付されているか否か(添付されていない場合等には、同条第7項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等に当たるか否か。)に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>るか否かについても確認を行う。</p> <p>(イ) 締約国原産地証明書にあっては、同条第4項の規定に基づき、<u>同項表中の上欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれの同表の中欄に掲げる事項が記載されていること。</u></p> <p>なお、締約国原産地証明書を申請した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合に、当該締約国原産地証明書の発給時点において、当該貨物の輸入申告の際提出される仕入書の番号が不明であることを理由に当該締約国原産地証明書のうちの仕入書の番号及び日付を記載する欄が空欄になっている場合がある。この場合には、<u>当該締約国原産地証明書と輸入申告された貨物との同一性の確認のため、必要に応じ、後記68-5-21の2(メキシコ協定原産品であることについての確認)、68-5-21の3(マレーシア原産品であることについての確認)又は68-5-21の4(チリ原産品であることについての確認)</u>に定める手続きをとることとなるので、留意する。</p> <p>(ロ) 締約国原産地証明書は、<u>同条第4項に規定する締約国原産地証明書の発給につき権限を有する機関(後記68-5-14(締約国原産地証明書の発給機関)による。)</u>により、発給されたものであること。</p>	<p>認める場合等に当たるか否か。)、更にシンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書が添付されているときは、同条第4項 シンガポール協定原産地証明書の有効性 、第5項 メキシコ協定原産地証明書の有効性 又は第6項 マレーシア協定原産地証明書の有効性 及び第8項 シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の有効期間 の規定に基づき、当該シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書が次のすべての要件を満たしているか否かについて確認を行う。なお、シンガポール協定原産地証明書にあつては、同条第4項の規定に基づき、当該シンガポール協定原産地証明書に係る貨物を送り出した際(税関長がやむを得ない特別の事由があると認められる場合には、送り出した後その事由により相当と認められる期間内。具体的取扱いは後記68-5-13('やむを得ない特別の事由'の意義)による。)に発給されたものであるか否かについても確認を行う。</p> <p>(イ) <u>シンガポール協定原産地証明書にあつては、同条第4項の規定に基づき、シンガポール協定附屬書 B に定める事項が、メキシコ協定原産地証明書にあつては、同条第5項に基づき、メキシコ協定第10条に規定する統一規則に定める事項が、マレーシア協定原産地証明書にあつては、同条第6項の規定に基づき、マレーシア協定附屬書 3 に定める事項が記載されていること。</u></p> <p>なお、<u>メキシコ協定又はマレーシア協定においては、第三国に所在する当該原産地証明書を申請した輸出者又は生産者以外の者が本邦の輸入者に対し仕入書を発出する場合に、原産地証明書の発給時点において、当該貨物の輸入申告の際提出される仕入書の番号が不明であることを理由にメキシコ協定原産地証明書の「10. Invoice」の欄又はマレーシア協定原産地証明書の「7. Invoice number and date」の欄が空欄になつている場合がある。この場合には、当該原産地証明書と輸入申告された貨物との同一性の確認のため、必要に応じ、後記68-5-21の2(メキシコ協定原産品であることについての確認)又は68-5-21の3(マレーシア原産品であることについての確認)に定める手続きをとることとなるので、留意する。</u></p> <p>(ロ) <u>シンガポール協定原産地証明書にあつては、同条第4項に規定するシンガポール協定原産地証明書の発給につき権限を有する機関(後記68-5-14(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の発給機関)による。)により、メキシコ</u></p>
	2

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(八) 災害等その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、同条第<u>6</u>項に定める有効期間内のものであること。</p> <p>(二) 「<u>経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定</u>」(平成17年条約第8号)(以下「メキシコ協定」という。)第39条に基づく原産地証明書(以下「メキシコ協定原産地証明書」という。)にあっては、同証明書の「8. Preference criterion」の欄に「T P L」と表示されている場合には、同証明書の「11. Remarks:」の欄に「CERTIFICATE OF ELIGIBILITY ATTACHED」と表示されているとともに、同証明書と同一の貨物を対象としたメキシコ経済省が発給する「Certificate of Eligibility」が添付されていること。</p> <p>(ホ) マレーシア協定原産地証明書についての確認</p> <p>「<u>経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定</u>」(平成18年条約第7号)(以下「マレーシア協定」という。)第40条に基づく原産地証明書(以下「マレーシア協定原産地証明書」という。)にあっては、「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances」の欄に本邦の輸入統計品目番号が記載される場合には、このうち初めの6行について確認を行うものとし、最後の3行については特段の確認を要しない。</p> <p>また、マレーシア協定附属書2に定める品目別規則(以下「マレーシア協定品目別規則」という。)のうち、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料の使用を認めているものについてはマレーシア協定原産地証明書の上記欄に、繊維製品(関税率表第50類から第63類の物品)にあっては材料名、該当する製造工程又は作業及び当該製造工程又は作業を行った国名を、これら以外のものにあっては材料名及び当該材料の収穫等がなされた国名が記載されるので留意する。なお、これらの材料が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国であるか否かについては、必要に応じて、関</p>	<p><u>協定原産地証明書にあつては、同条第5項に規定するメキシコ協定原産地証明書の発給につき権限を有する機関(後記68 - 5 - 14(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の発給機関)による。)により、マレーシア協定原産地証明書にあつては、同条第6項に規定するマレーシア協定原産地証明書の発給につき権限を有する機関(後記68 - 5 - 14(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の発給機関)による。)により発給されたものであること。</u></p> <p>(八) 災害等その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、同条第<u>8</u>項に定める有効期間内のものであること。</p> <p>(二) <u>メキシコ協定原産地証明書にあつては、同証明書の「8. Preference criterion」の欄に「T P L」と表示されている場合には、同証明書の「11. Remarks:」の欄に「CERTIFICATE OF ELIGIBILITY ATTACHED」と表示されているとともに、同証明書と同一の貨物を対象としたメキシコ経済省が発給する「Certificate of Eligibility」が添付されていること。</u></p> <p>(ホ) マレーシア協定原産地証明書についての確認</p> <p><u>マレーシア協定原産地証明書にあつては、「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances」の欄に本邦の輸入統計品目番号が記載される場合には、このうち初めの6行について確認を行うものとし、最後の3行については特段の確認を要しない。</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ずれかの締約国であるか否かについては、必要に応じて、関係書類の提出を輸入者に求め、適宜確認を行うものとし、関係書類の具体例については別に事務連絡する。</p> <p>八 非原産国における積替え等に関する確認</p> <p>輸入申告に係る貨物が、<u>経済連携協定の締約国(令第61条第1項第2号イに規定する締約国をいう。以下同じ。)</u>からのものにあっては、令第61条第1項第2号口(1)又は(2)に該当するものであるときは、当該貨物の課税価格の総額が20万円以下である場合を除き、通し船荷証券の写し等の同項第2号口に規定する<u>運送要件証明書</u>が添付されていること及びそれぞれの記載事項の確認を行う。</p> <p>なお、<u>運送要件証明書(令第61条第1項第2号口に規定する書類をいう。以下同じ。)</u>として<u>同項第2号口</u>に規定する書類のうち、通し船荷証券の写し又は当該貨物について積替え等がされた非原産国の税關その他の権限を有する官公署が発給した証明書を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるときは、<u>同項第2号口(1)若しくは(2)に該当することを証する書類の提出</u>(これが不可能であるときは、積替地等についての締約国原産地証明書への記載)をもって、<u>運送要件証明書</u>として<u>同項第2号口</u>に規定する書類のうち、その他税關長が適當と認める書類の提出があ<u>った</u>ものとして取り扱って差し支えない。この場合においても、当該貨物が<u>締約国原産品(令第61条第1項第2号イに規定する原産品をいう。以下同じ。)</u>であることを確認する必要があるので、留意する。</p> <p>二 ろうけつ染めした綿織物に関する確認</p> <p>輸入申告に係るシンガポールからの貨物が関税率表第52.08項から第52.12項までに掲げるもののうち、ろうけつ染めしたもの(手工業によりろうけつ染めしたものであることが、シンガポールの政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。)に該当するものである場合には、これを証する書類(その英文によるものの例は、「CERTIFICATE IN REGARD TO</p>	<p>係書類の提出を輸入者に求め、適宜確認を行うものとし、関係書類の具体例については別に事務連絡する。</p> <p>八 非原産国における積替え等に関する確認</p> <p>輸入申告に係る貨物が、<u>シンガポール</u>からのものにあつては、令第61条第1項第2号口(1)又は(2) <u>シンガポール税率対象貨物の本邦への運送方法</u>に、メキシコからのものにあつては、<u>同項第3号口(1)又は(2) メキシコ税率対象貨物の本邦への運送方法</u>に、マレーシアからのものにあつては、<u>同項第4号口(1)又は(2) マレーシア税率対象貨物の本邦への運送方法</u>に該当するものであるときは、当該貨物の課税価格の総額が20万円以下である場合を除き、通し船荷証券の写し等の同項第2号口に規定する<u>シンガポール協定運送要件証明書</u>、<u>同項第3号口に規定するメキシコ協定運送要件証明書</u>又は<u>同項第4号口に規定するマレーシア協定運送要件証明書</u>が添付されていること及びそれぞれの記載事項の確認を行う。</p> <p>なお、<u>シンガポール協定運送要件証明書</u>、<u>メキシコ協定運送要件証明書</u>又は<u>マレーシア協定運送要件証明書</u>として<u>同項第2号口</u>、<u>同項第3号口</u>又は<u>同項第4号口</u>に規定する書類のうち、通し船荷証券の写し又は当該貨物について積替え等がされた非原産国の税關その他の権限を有する官公署が発給した証明書を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるときは、<u>同項第2号口(1)若しくは(2)、同項第3号口(1)若しくは(2)又は同項第4号口(1)若しくは(2)に該当することを証する書類の提出</u>(これが不可能であるときは、積替地等についての<u>シンガポール協定原产地証明書</u>、<u>メキシコ協定原产地証明書</u>又は<u>マレーシア協定原产地証明書</u>への記載)をもつて、<u>シンガポール協定運送要件証明書</u>、<u>メキシコ協定運送要件証明書</u>又は<u>マレーシア協定運送要件証明書</u>として<u>同項第2号口</u>、<u>同項第3号口</u>又は<u>同項第4号口</u>に規定する書類のうち、その他税關長が適當と認める書類の提出があ<u>つた</u>ものとして取り扱って差し支えない。この場合においても、当該貨物が<u>シンガポール原産品</u>、<u>メキシコ協定原産品</u>又は<u>マレーシア原産品</u>であることを確認する必要があるので、留意する。</p> <p>二 ろうけつ染めした綿織物に関する確認</p> <p>輸入申告に係るシンガポールからの貨物が関税率表第52.08項から第52.12項までに掲げるもののうち、ろうけつ染めしたもの(手工業によりろうけつ染めしたものであることが、シンガポールの政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。)に該当するものである場合には、これを証する書類(その英文によるものの例は、「CERTIFICATE IN REGARD TO</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>BATIK CLOTH OF COTTON (HANDICRAFTS)(P - 8240)」が添付されていること及びそれらの記載事項の確認を行う。</p> <p>(2) 蔽入申請等の受理担当審査官による取扱い 受理担当審査官が蔽入申請等を受理しようとするときの取扱いは、上記(1)を準用する。この場合において、「輸入申告」とあるのは「蔽入申請等」と、「<u>同条第5項</u>」とあるのは「令第36条の3第3項又は第51条の12第3項」と、「<u>同条第4項又は第6項</u>」とあるのは「<u>令第61条第4項及び第6項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) 郵便物についての取扱い <u>EPA税率</u>の適用を受けようとする郵便物についての法第76条第1項ただし書の規定による検査その他当該郵便物に係る税關の審査については、上記(1)に準ずる。</p>	<p>BATIK CLOTH OF COTTON (HANDICRAFTS)(P - 8240)」が添付されていること及びそれらの記載事項の確認を行う。</p> <p>(2) 蔽入申請等の受理担当審査官による取扱い 受理担当審査官が蔽入申請等を受理しようとするときの取扱いは、上記(1)を準用する。この場合において、「輸入申告」とあるのは「蔽入申請等」と、「<u>同条第6項</u>」とあるのは「令第36条の3第3項又は第51条の12第3項」と、「<u>同条第4項又は第5項及び第7項</u>」とあるのは「<u>令第61条第4項、第5項又は第6項及び第8項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) 郵便物についての取扱い <u>シンガポール税率、メキシコ税率又はマレーシア税率</u>の適用を受けようとする郵便物についての法第76条第1項ただし書<u>輸出入郵便物の検査</u>の規定による検査その他当該郵便物に係る税關の審査については、上記(1)に準ずる。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(メキシコ協定原産品の認定の基準)</p> <p>68 - 5 - 2 の 2 メキシコ協定における関税についての特別の規定による便益による税率(以下「メキシコ税率」という。)を適用する場合において、輸入貨物がメキシコ協定第4章の規定に基づきメキシコの原産品とされるもの(以下この節において「メキシコ協定原産品」という。)であるかの認定については、同協定第22条から第28条まで、第34条、第36条及び第38条原産品・域内原産割合・材料の価額・僅少の非原産材料・中間材料・累積・代替性のある產品及び材料・原産資格を与えることとならない作業・適用及び解釈・定義の規定に基づき、次により行う。また、セット、キット又は複合的な產品・間接材料・附属品、予備部品及び工具・小売用の包装材料及び包装容器・船積み用のこん包材料及びこん包容器については、同協定第29条から第33条までの規定に基づき、下記68 - 5 - 3(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)により行う。</p> <p>なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のためのメキシコに係る原産地の認定には適用されないので、留意する。</p> <p>(1) メキシコ協定原産品とは、次のいずれかの產品に該当する產品とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 日本又はメキシコの一方又は双方の区域(以下この節において「日メキシコ両国域内」という。)において完全に得られ又は生産される產品 ロ 日メキシコ両国域内において原産材料のみから完全に生産される產品 ハ 非原産材料を使用して日メキシコ両国域内において完全に生産される產品であつて、メキシコ協定附屬書4に定める品目別規則(以下この節において「メキシコ協定品目別規則」という。)に定める要件及び同協定第4章の他のすべての関連する要件を満たすもの 二 日メキシコ両国域内において完全に生産される產品(定率法別表の第61類から第63類までの產品を除く。)であつて、その生産に使用される一又は二以上の非原産材料について、定率法別表の関税率表の解釈に関する通則(以下この節において「通則」という。)2(a)が適用されることによつて、又は定率法別表の項又は号の規定が產品自体と當該產品の部分品の双方を明示的に記述し、部分品についての定率法別表の号の規定を有していないことから、関税分類の変更が行われないもの(ただし、メキシコ協定附屬書4に別段の定めがある場合を除くほか、同協定第23条の規定に従つて決定される域内原産割合が50%以上であり、同協定第4章の他のすべての関連する要件を満たすことを条件とする。) 	<p>(メキシコ協定原産品の認定の基準)</p> <p>68 - 5 - 2 の 2 メキシコ税率を適用する場合において、輸入貨物がメキシコ協定第4章原産地規則の規定に基づきメキシコの原産品とされるもの(以下この節において「メキシコ協定原産品」という。)であるかの認定については、同協定第22条から第28条まで、第34条、第36条及び第38条原産品・域内原産割合・材料の価額・僅少の非原産材料・中間材料・累積・代替性のある產品及び材料・原産資格を与えることとならない作業・適用及び解釈・定義の規定に基づき、次により行う。また、セット、キット又は複合的な產品・間接材料・附属品、予備部品及び工具・小売用の包装材料及び包装容器・船積み用のこん包材料及びこん包容器については、同協定第29条から第33条までセット、キット又は複合的な產品・間接材料・附属品・予備部品及び工具・小売用の包装材料及び包装容器・船積み用のこん包材料及びこん包容器の規定に基づき、下記68 - 5 - 3(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)により行う。</p> <p>なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のためのメキシコに係る原産地の認定には適用されないので、留意する。</p> <p>(1) メキシコ協定原産品とは、次のいずれかの產品に該当する產品とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 日日本又はメキシコの一方又は双方の区域(以下この節において「日メキシコ両国域内」という。)において完全に得られ又は生産される產品 ロ 日メキシコ両国域内において原産材料のみから完全に生産される產品 ハ 非原産材料を使用して日メキシコ両国域内において完全に生産される產品であつて、メキシコ協定附屬書4品目別原産地規則に定める品目別規則(以下この節において「メキシコ協定品目別規則」という。)に定める要件及び同協定第4章の他のすべての関連する要件を満たすもの 二 日メキシコ両国域内において完全に生産される產品(定率法別表の第61類から第63類までの產品を除く。)であつて、その生産に使用される一又は二以上の非原産材料について、定率法別表の関税率表の解釈に関する通則(以下この節において「通則」という。)2(a)が適用されることによつて、又は定率法別表の項又は号の規定が產品自体と當該產品の部分品の双方を明示的に記述し、部分品についての定率法別表の号の規定を有していないことから、関税分類の変更が行われないもの(ただし、メキシコ協定附屬書4に別段の定めがある場合を除くほか、同協定第23条域内原産割合の規定に従つて決定される域内原産割合が50%以上であり、同協定第4章の他のすべての関連する要件を満たすことを条件とする。)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) 上記(1)のイにおいて、日メキシコ両国域内において完全に得られ又は生産されたものとは、次のいずれかの产品に該当する产品をいう。</p> <p>イ 日メキシコ両国域内において採取される鉱物性生産品</p> <p>ロ 日メキシコ両国域内において収穫される植物性生産品</p> <p>ハ 生きている動物であつて、日メキシコ両国域内において生まれ、かつ、成育されたもの</p> <p>ニ 日メキシコ両国域内において狩猟又は漁ろうにより得られる产品</p> <p>ホ メキシコの船舶により、メキシコの領海外の海から得られる魚介類その他の水产品</p> <p>ヘ メキシコの工船上において上記ホに規定する产品から生産される产品</p> <p>ト メキシコ又はメキシコの者により、メキシコの領海外の海底又はその下から得られる产品。ただし、メキシコが当該海底を開発する権利を有することを条件とする。</p> <p>チ 日メキシコ両国域内における生産から生じ又は得られる廃品及びくず、又は中古の产品であつて、日メキシコ両国域内において収集されるもの（当該产品が原材料の回収のみに適するものであるものに限る。）から生じ又は得られる廃品及びくず</p> <p>リ 日メキシコ両国域内において専ら上記イからチまでに規定する产品又はそれらの派生物から生産される产品（いずれの段階で生産されるものであるかを問わない。）</p> <p>なお、上記ホ及びヘにおいて「メキシコの船舶」及び「メキシコの工船」とは、それぞれ、<u>メキシコ協定第38条(c)</u>に定めるとおり、次のすべての条件を満たす船舶及び工船をいう。</p> <p>(i) メキシコにおいて登録されていること</p> <p>(ii) メキシコの旗を掲げて航行すること</p> <p>(iii) メキシコの国民又は企業（メキシコに本店を有する企業であつて、経営者又は代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がメキシコ国民であるものに限る。当該企業が組合又は有限会社である場合には、さらに、資本の額の少なくとも半分がメキシコ若しくはメキシコの公的機関又はメキシコ国民若しくは企業に属するものに限る。）が50%以上の持分を所有していること</p> <p>(iv) 船長及び上級乗組員のすべてがメキシコ国民であること</p> <p>(v) 乗組員の75%以上がメキシコ国民であること</p> <p>(3) メキシコ協定原产品的認定上、メキシコ協定品目別規則に定める関連する関税分類の変更が行われる非原産材料を使用し、かつ、同規則に定める他の</p>	<p>(2) 上記(1)のイにおいて、日メキシコ両国域内において完全に得られ又は生産されたものとは、次のいずれかの产品に該当する产品をいう。</p> <p>イ 日メキシコ両国域内において採取される鉱物性生産品</p> <p>ロ 日メキシコ両国域内において収穫される植物性生産品</p> <p>ハ 生きている動物であつて、日メキシコ両国域内において生まれ、かつ、成育されたもの</p> <p>ニ 日メキシコ両国域内において狩猟又は漁ろうにより得られる产品</p> <p>ホ メキシコの船舶により、メキシコの領海外の海から得られる魚介類その他の水产品</p> <p>ヘ メキシコの工船上において上記ホに規定する产品から生産される产品</p> <p>ト メキシコ又はメキシコの者により、メキシコの領海外の海底又はその下から得られる产品。ただし、メキシコが当該海底を開発する権利を有することを条件とする。</p> <p>チ 日メキシコ両国域内における生産から生じ又は得られる廃品及びくず、又は中古の产品であつて、日メキシコ両国域内において収集されるもの（当該productが原材料の回収のみに適するものであるものに限る。）から生じ又は得られる廃品及びくず</p> <p>リ 日メキシコ両国域内において専ら上記イからチまでに規定する产品又はそれらの派生物から生産される产品（いずれの段階で生産されるものであるかを問わない。）</p> <p>なお、上記ホ及びヘにおいて「メキシコの船舶」及び「メキシコの工船」とは、それぞれ、<u>日メキシコ協定第38条(c)</u>に定めるとおり、次のすべての条件を満たす船舶及び工船をいう。</p> <p>(i) メキシコにおいて登録されていること</p> <p>(ii) メキシコの旗を掲げて航行すること</p> <p>(iii) メキシコの国民又は企業（メキシコに本店を有する企業であつて、経営者又は代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がメキシコ国民であるものに限る。当該企業が組合又は有限会社である場合には、さらに、資本の額の少なくとも半分がメキシコ若しくはメキシコの公的機関又はメキシコ国民若しくは企業に属するものに限る。）が50%以上の持分を所有していること</p> <p>(iv) 船長及び上級乗組員のすべてがメキシコ国民であること</p> <p>(v) 乗組員の75%以上がメキシコ国民であること</p> <p>(3) メキシコ協定原产品的認定上、メキシコ協定品目別規則に定める関連する関税分類の変更が行われる非原産材料を使用し、かつ、同規則に定める他の</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>要件を満たす产品的な生産は、日メキシコ両国域内において完全に行われなければならない、また、当該产品的な生産の域内原産割合は、日メキシコ両国域内において完全に満たさなければならない。</p> <p>メキシコ協定品目別規則は、それぞれの品目毎に、関税分類の異なる材料の使用を求めるメキシコ協定品目別規則(以下この節において「関税分類変更基準を用いたメキシコ協定品目別規則」という。)、特定の製造又は加工業を行ふことを求めるメキシコ協定品目別規則(以下この節において「特定加工基準を用いたメキシコ協定品目別規則」という。)又は域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則からなっており、関税分類変更基準及び特定加工基準を用いたメキシコ協定品目別規則の取扱いについては後記68-5-3(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)により、域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の取扱いについては後記68-5-4の2(域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の取扱い)による。</p> <p>ただし、次の(4)に掲げる作業が行われることのみを理由としてメキシコ協定原產品とはならない。メキシコ協定第34条に規定する次のものは、メキシコ協定品目別規則に優先するものである。</p> <p>(4) 次に掲げる作業は、メキシコ協定原產品としての資格を与えることとはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 产品的な特性を実質的に変更しない水又は他の物質による希釈 ロ 产品的な維持のために輸送中又は保管中に行う単純な作業(通気、冷却、損傷部分の除去、乾燥、物質の添加等) ハ ふるい分け、分類又は選択 ニ こん包、再こん包又は小売用の包装 ホ セット、キット又は複合的な产品を構成する产品的な収集 ヘ 印章、ラベルその他これらに類する識別のための記号の使用 ト 洗浄(粉じん、酸化物、油、塗料その他の被覆の除去を含む。) チ 通則2(a)の規定に従つて一の产品として分類される部品及び構成品の単なる収集(包装、取扱い又は運送の便宜を考慮してあらかじめ分解されたメキシコ協定原產品の部品及び構成品の収集は含まない。) リ 部品又は構成品への产品的な単なる分解(包装、取扱い又は運送の便宜を考慮してあらかじめ組み立てられたメキシコ協定原產品の分解は含まない。) (5) 产品的な生産に使用する非原産材料であつて、メキシコ協定品目別規則に定める関税分類の変更が行われないすべてのものの価額が当該产品的な生産の取引価額の10%以下であり、かつ、当該产品的な生産がメキシコ協定第4章の他のすべての 	<p>要件を満たす产品的な生産は、日メキシコ両国域内において完全に行われなければならない、また、当該产品的な生産の域内原産割合は、日メキシコ両国域内において完全に満たさなければならない。</p> <p>メキシコ協定品目別規則は、それぞれの品目毎に、関税分類の異なる材料の使用を求めるメキシコ協定品目別規則(以下この節において「関税分類変更基準を用いたメキシコ協定品目別規則」という。)、特定の製造又は加工業を行ふことを求めるメキシコ協定品目別規則(以下この節において「特定加工基準を用いたメキシコ協定品目別規則」という。)又は域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則からなつており、関税分類変更基準及び特定加工基準を用いたメキシコ協定品目別規則の取扱いについては後記68-5-3(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)により、域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の取扱いについては後記68-5-4の2(域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の取扱い)による。</p> <p>ただし、次の(4)に掲げる作業が行われることのみを理由としてメキシコ協定原產品とはならない。メキシコ協定第34条に規定する次のものは、メキシコ協定品目別規則に優先するものである。</p> <p>(4) 次に掲げる作業は、メキシコ協定原產品としての資格を与えることとはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 产品的な特性を実質的に変更しない水又は他の物質による希釈 ロ 产品的な維持のために輸送中又は保管中に行う単純な作業(通気、冷却、損傷部分の除去、乾燥、物質の添加等) ハ ふるい分け、分類又は選択 ニ こん包、再こん包又は小売用の包装 ホ セット、キット又は複合的な产品を構成する产品的な収集 ヘ 印章、ラベルその他これらに類する識別のための記号の使用 ト 洗浄(粉じん、酸化物、油、塗料その他の被覆の除去を含む。) チ 通則2(a)の規定に従つて一のproductとして分類される部品及び構成品の単なる収集(包装、取扱い又は運送の便宜を考慮してあらかじめ分解されたメキシコ協定原產品の部品及び構成品の収集は含まない。) リ 部品又は構成品へのproductsの単なる分解(包装、取扱い又は運送の便宜を考慮してあらかじめ組み立てられたメキシコ協定原產品の分解は含まない。) (5) 产品的な生産に使用する非原産材料であつて、メキシコ協定品目別規則に定める関税分類の変更が行われないすべてのものの価額が当該产品的な生産の取引価額の10%以下であり、かつ、当該productsがメキシコ協定第4章の他のすべての

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>関連する要件を満たす場合には、同協定第25条の規定により、メキシコ協定原産品とされる。当該規定を適用した場合には、メキシコ協定原産地証明書の「9. Other instances」の欄に「D M I」と表示される。</p> <p>(6) 產品の生産者は、域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の域内原産割合の決定に当たり、メキシコ協定第26条の規定により、自己生産の材料を同条に規定する中間材料(以下この節において「中間材料」という。)として指定することができる。当該規定を適用した場合には、メキシコ協定原産地証明書の「9. Other instances」の欄に「I M」と表示される。</p> <p>ただし、当該中間材料が域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の対象となる場合には、当該中間材料の域内原産割合は45%以上でなければならない。この場合において、当該中間材料の価額は、統一規則の附属書1に規定されるとおり、租税関係報告、財務関係報告、社内管理、財務計画等、企業の社内管理で用いられる方法を用いることができるが、メキシコ協定第4章の規定の脱法行為を目的とすると認められる場合には、合理的な方法とはみなされないので、留意する。</p> <p>(7) 產品の生産者は、当該產品がメキシコ協定原産品としての要件を満たす場合には、メキシコ協定第27条の規定により、当該產品に組み込まれている材料について、日メキシコ両国域内における第三者による生産を自らによる生産と累積することができる。当該規定を適用した場合には、メキシコ協定原産地証明書の「9. Other instances」の欄に「A C U」と表示される。この場合、生産者は、自己の生産した產品がメキシコ協定原産品であるか否かを確認するに当たり、使用した材料(一次材料)が原産材料であるか否かを確認するため、一次材料の材料(二次材料)に遡って累積することとなるので、累積の適用は、一回となることに留意する。</p> <p>なお、シンガポール協定においては、一又は複数の生産者によって継続的に行われる工程であれば、途中の工程が本邦及びシンガポール以外の国においてなされた場合であ<u>って</u>も、シンガポールにおいて行われた生産であるとみなされるが、メキシコ協定においては、日メキシコ両国域内における生産に限られるので、留意する(前記68 - 5 - 2の(5)の口参照)。</p> <p>(8) 在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が產品の生産に使用される場合、又は代替性のある原産品及び非原産品が在庫において混在している場合には、メキシコ協定第28条の規定により、同条3に規定する先入れ先出し方式、後入れ先出し方式又は平均方式のいずれかの在庫管理方式に従つて、メキシコ協定上の原産材料であるか否か、又はメキシコ協定原産品であるか否かを決定することができる。当該規定を適用した場合に</p>	<p>関連する要件を満たす場合には、同協定第25条<u>僅少の非原産材料</u>の規定により、メキシコ協定原産品とされる。当該規定を適用した場合には、メキシコ協定原産地証明書の「9. Other instances」の欄に「D M I」と表示される。</p> <p>(6) 產品の生産者は、域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の域内原産割合の決定に当たり、メキシコ協定第26条<u>中間材料</u>の規定により、自己生産の材料を同条に規定する中間材料(以下この節において「中間材料」という。)として指定することができる。当該規定を適用した場合には、メキシコ協定原産地証明書の「9. Other instances」の欄に「I M」と表示される。</p> <p>ただし、当該中間材料が域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の対象となる場合には、当該中間材料の域内原産割合は45%以上でなければならない。この場合において、当該中間材料の価額は、統一規則の附属書1に規定されるとおり、租税関係報告、財務関係報告、社内管理、財務計画等、企業の社内管理で用いられる方法を用いることができるが、メキシコ協定第4章の規定の脱法行為を目的とすると認められる場合には、合理的な方法とはみなされないので、留意する。</p> <p>(7) 產品の生産者は、当該產品がメキシコ協定原産品としての要件を満たす場合には、メキシコ協定第27条<u>累積</u>の規定により、当該產品に組み込まれている材料について、日メキシコ両国域内における第三者による生産を自らによる生産と累積することができる。当該規定を適用した場合には、メキシコ協定原産地証明書の「9. Other instances」の欄に「A C U」と表示される。この場合、生産者は、自己の生産した產品がメキシコ協定原産品であるか否かを確認するに当たり、使用した材料(一次材料)が原産材料であるか否かを確認するため、一次材料の材料(二次材料)に遡って累積することとなるので、累積の適用は、一回となることに留意する。</p> <p>なお、シンガポール協定においては、一又は複数の生産者によ<u>つ</u>て継続的に行われる工程であれば、途中の工程が本邦及びシンガポール以外の国においてなされた場合であ<u>って</u>も、シンガポールにおいて行われた生産であるとみなされるが、メキシコ協定においては、日メキシコ両国域内における生産に限られるので、留意する(前記68 - 5 - 2の(5)の口参照)。</p> <p>(8) 在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が產品の生産に使用される場合、又は代替性のある原産品及び非原産品が在庫において混在している場合には、メキシコ協定第28条<u>代替性のある產品及び材料</u>の規定により、同条3に規定する先入れ先出し方式、後入れ先出し方式又は平均方式のいずれかの在庫管理方式に従つて決定することができる。当該規定を適用した場合には、メキシコ協定原産地証明書の「9. Other</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
は、メキシコ協定原産地証明書の「9. Other instances」の欄に「F G M」と表示される。	instances」の欄に「F G M」と表示される。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(マレーシア原産品の認定の基準)</p> <p>68 - 5 - 2 の 3 マレーシア協定における関税についての特別の規定による便益による税率(以下「マレーシア税率」という。)を適用する場合において、輸入貨物がマレーシア協定第3章の規定に基づきマレーシアの原産品とされるもの(以下この節において「マレーシア原産品」という。)であるかの認定については、同協定第27条から第31条、第33条及び第34条の規定に基づき次により行う。</p> <p>なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のためのマレーシアに係る原産地認定には適用されないので、留意する。</p> <p>(1) マレーシア原産品とは、次のいずれかの产品に該当する产品とする。</p> <p>イ マレーシアの領域において完全に得られ、又は生産される产品</p> <p>ロ マレーシア又は本邦(マレーシア協定第29条1を適用する場合)の原産材料のみからマレーシアの領域において完全に生産される产品</p> <p>ハ 非原産材料を使用してマレーシアの領域において完全に生産される产品であつて、マレーシア協定附属書2及びマレーシア協定第3章のすべての関連する要件を満たすもの。この場合、附属書2において2つ以上の規則が掲げられている規則は、いずれか1つを満たせば足りるものとする。</p> <p>(2) 次の产品は、それぞれマレーシアの領域において完全に得られ、又は生産される产品とする。</p> <p>イ 生きている動物であつて、マレーシアの領域において生まれ、かつ、成育されたもの</p> <p>ロ マレーシアの領域において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物</p> <p>ハ マレーシアの領域において生きている動物から得られる产品</p> <p>ニ マレーシアの領域において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生产品</p> <p>ホ マレーシアの領域において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然物質(イからニまでに規定するものを除く。)</p> <p>ヘ マレーシアの船舶により、マレーシア又は本邦の領海に属しない海から得られる水產物その他の产品</p> <p>ト マレーシアの領海外におけるマレーシアの工船上においてへに規定する产品から生産される产品</p> <p>チ マレーシアの領海外の海底又はその下から得られる产品。ただし、マレ</p>	<p>(マレーシア原産品の認定の基準)</p> <p>68 - 5 - 2 の 3 マレーシア税率を適用する場合において、輸入貨物がマレーシア協定第3章の規定に基づきマレーシアの原産品とされるもの(以下この節において「マレーシア原産品」という。)であるかの認定については、同協定第27条から第31条《定義・原産品・累積・僅少の非原産材料・原産資格を与えることとなるない作業》、第33条《組み立ててないか又は分解してある产品》及び第34条《代替性のある产品及び材料》の規定に基づき次により行う。</p> <p>なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のためのマレーシアに係る原産地認定には適用されないので、留意する。</p> <p>マレーシア原産品とは、次のいずれかの产品に該当する产品とする。</p> <p>イ マレーシアの領域において完全に得られ、又は生産される产品</p> <p>ロ マレーシア又は本邦の原産材料のみからマレーシアの領域において完全に生産される产品</p> <p>ハ 非原産材料を使用してマレーシアの領域において完全に生産される产品であつて、マレーシア協定附属書2(品目別規則)及びマレーシア協定第3章のすべての関連する要件を満たすもの。この場合、附属書2において2つ以上の規則が掲げられている規則は、いずれか1つを満たせば足りるものとする。</p> <p>次の产品は、それぞれマレーシアの領域において完全に得られ、又は生産される产品とする。</p> <p>イ 生きている動物であつて、マレーシアの領域において生まれ、かつ、成育されたもの</p> <p>ロ マレーシアの領域において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物</p> <p>ハ マレーシアの領域において生きている動物から得られる产品</p> <p>ニ マレーシアの領域において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生产品</p> <p>ホ マレーシアの領域において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然物質(イからニまでに規定するものを除く。)</p> <p>ヘ マレーシアの船舶により、マレーシア又は本邦の領海に属しない海から得られる水產物その他の产品</p> <p>ト マレーシアの領海外におけるマレーシアの工船上においてへに規定する产品から生産される产品</p> <p>チ マレーシアの領海外の海底又はその下から得られる产品。ただし、マレ</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>マレーシアが、海洋法に関する国際連合条約に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。</p> <p>リ マレーシアの領域において収集される产品であつて、当該領域において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの</p> <p>ヌ マレーシアの領域における製造若しくは加工業又は消費から生ずるくず及び廃品であつて、処分又は原材料の回収のみに適するもの</p> <p>ル 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な产品から、マレーシアの領域において回収される部品又は原材料</p> <p>ヲ マレーシアの領域においてイからルまでに規定する产品のみから得られ、又は生産される产品</p> <p>なお、上記へ及びトにおいて「マレーシアの船舶」及び「マレーシアの工船」とは、それぞれ、<u>マレーシア協定第27条(d)</u>に定めるとおり、次のすべての条件を満たす船舶及び工船をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) マレーシアにおいて登録されていること。 (ii) マレーシアの旗を掲げて航行すること。 (iii) マレーシアの国民又は法人(マレーシアの領域に本店を有する法人であつて、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がマレーシア国民であり、かつ、マレーシアの国民又は法人が51%以上の持分を所有しているものに限る。)が51%以上の持分を所有していること。 (iv) 船長、上級乗組員及び乗組員の総数の75%以上がマレーシア、本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。 <p>(3) マレーシア協定第29条の取扱いについては、次による。</p> <p>マレーシア協定第29条1の規定の規定により、マレーシアの領域において产品を生産するための材料として使用される本邦の原产品は、マレーシア原产品とみなすことができる。また、マレーシア協定第29条2から、マレーシアで生産された产品がマレーシア原产品であるか否かを決定するため原产資格割合を算定するに際し、本邦又はマレーシアで生産された非原产材料を产品の生産の一次材料として使用する場合において、原产資格割合の計算式の非原产材料価額に算入する額については、当該一次非原产材料の生産に使用される非原产材料(二次非原产材料)の価額に限定することができる。なお、この場合当該一次非原产材料の生産に使用される原产材料(二次原产材料)には、本邦の原产材料も含むことになるので留意する。なお、当該規定を適用した場合には、マレーシア協定原产地証明書の「5.Preference</p>	<p>マレーシアが、海洋法に関する国際連合条約に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。</p> <p>リ マレーシアの領域において収集される产品であつて、当該領域において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの</p> <p>ヌ マレーシアの領域における製造若しくは加工業又は消費から生ずるくず及び廃品であつて、処分又は原材料の回収のみに適するもの</p> <p>ル 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な产品から、マレーシアの領域において回収される部品又は原材料</p> <p>ヲ マレーシアの領域においてイからルまでに規定するproductのみから得られ、又は生産されるproduct</p> <p>なお、上記へ及びトにおいて「マレーシアの船舶」及び「マレーシアの工船」とは、それぞれ、<u>マレーシア協定第27条(d)</u>に定めるとおり、次のすべての条件を満たす船舶及び工船をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) マレーシアにおいて登録されていること。 (ii) マレーシアの旗を掲げて航行すること。 (iii) マレーシアの国民又は法人(マレーシアの領域に本店を有する法人であつて、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がマレーシア国民であり、かつ、マレーシアの国民又は法人が51%以上の持分を所有しているものに限る。)が51%以上の持分を所有していること。 (iv) 船長、上級乗組員及び乗組員の総数の75%以上がマレーシア、本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。 <p>マレーシア協定第29条《累積》の取扱いについては、次による。</p> <p>マレーシア協定第29条1の規定の規定により、マレーシアの領域において产品を生産するための材料として使用される本邦の原productは、マレーシア原productとみなすことができる。また、マレーシア協定第29条2から、マレーシ아で生産されたproductがマレーシア原productであるか否かを決定するため原产資格割合を算定するに際し、本邦又はマレーシ아で生産された非原产材料をproductの生産の一次材料として使用する場合において、原产資格割合の計算式の非原产材料価額に算入する額については、当該一次非原产材料の生産に使用される非原产材料(二次非原产材料)の価額に限定することができる。なお、この場合当該一次非原产材料の生産に使用される原产材料(二次原产材料)には、本邦の原产材料も含むことになるので留意する。なお、当該規定を適用した場合には、マレーシア協定原产地証明書の「5.Preference</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>Criterion」の欄に「ACU」と表示される。</p> <p>(4) マレーシア協定第 30 条の規定については、同協定附属書 2 第 1 節一般的注釈に具体的規定があるので留意する。なお、当該規定を適用した場合には、マレーシア協定原産地証明書の「5.Preference Criterion」の欄に「DMI」と表示される。</p> <p>(5) マレーシア協定附属書 2 において、関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業の要件を定めた品目別規則について、次に掲げる作業のみを経て品目別規則を満たしてもマレーシア原産品とはならないで、留意する。</p> <p>イ 輸送又は保存の間に產品を良好な状態に保存することを確保する作業 (乾燥、冷凍、塩水漬け等)その他これに類する作業</p> <p>ロ 改装及び仕分</p> <p>ハ 組み立てられたものを分解する作業</p> <p>ニ 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業</p> <p>ホ 通則 2 (a) の規定に従って 1 の產品として分類される部品及び構成品の収集</p> <p>ヘ 物品を単にセットにする作業</p> <p>ト イからへまでの作業の組合せ</p> <p>(6) 第 33 条の規定の取扱いについては、次による。</p> <p>イ マレーシア協定第 28 条から第 31 条までの関連規定の要件を満たし、かつ、通則 2 (a) の規定により完成品として関税分類される產品について、巨大な貨物である等の理由により輸入時に組み立てないか又は分解してある產品については、マレーシア原産品となる。</p> <p>ロ マレーシアの領域において、組み立てないか又は分解してある材料から組み立てられる產品であり、その材料が通則 2 (a) の規定により完成品として関税分類される產品としてマレーシアの領域に輸入されるものについては、当該組み立てないか又は分解してある產品の非原産材料が個別にマレーシアの領域に輸入された場合に、上記の完成品の品目別規則及び関連する要件を満たす場合は、マレーシア原産品となる。</p> <p>(7) 在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が產品の生産に使用される場合、又は代替性のある原産品及び非原産品が在庫において混在している場合には、マレーシア協定第 34 条の規定により、マレーシアの領域において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って、マレーシアの原産材料であるか否か、又はマレーシア原産品であるか否かを決定することができる。なお、当該規定を適用した場合には、マレ</p>	<p>Criterion」の欄に「ACU」と表示される。</p> <p>マレーシア協定第 30 条《僅少の非原産材料》の規定については、同協定附属書 2 第 1 節一般的注釈に具体的規定があるので留意する。なお、当該規定を適用した場合には、マレーシア協定原産地証明書の「5.Preference Criterion」の欄に「DMI」と表示される。</p> <p>マレーシア協定附属書 2 において、関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業の要件を定めた品目別規則について、次に掲げる作業のみを経て品目別規則を満たしてもマレーシア原産品とはならないで、留意する。</p> <p>イ 輸送又は保存の間に產品を良好な状態に保存することを確保する作業(乾燥、冷凍、塩水漬け等)その他これに類する作業</p> <p>ロ 改装及び仕分</p> <p>ハ 組み立てられたものを分解する作業</p> <p>ニ 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業</p> <p>ホ 通則 2 (a) の規定に従つて 1 の產品として分類される部品及び構成品の収集</p> <p>ヘ 物品を単にセットにする作業</p> <p>ト イからへまでの作業の組合せ</p> <p>第 33 条《組み立てないか又は分解してある產品》の規定の取扱いについては、次による。</p> <p>イ マレーシア協定第 28 条から第 31 条までの関連規定の要件を満たし、かつ、通則 2 (a) の規定により完成品として関税分類される產品について、巨大な貨物である等の理由により輸入時に組み立てないか又は分解してある產品については、マレーシア原産品となる。</p> <p>ロ マレーシアの領域において、組み立てないか又は分解してある材料から組み立てられる產品であり、その材料が通則 2 (a) の規定により完成品として関税分類される產品としてマレーシアの領域に輸入されるものについては、当該組み立てないか又は分解してある產品の非原産材料が個別にマレーシアの領域に輸入された場合に、上記の完成品の品目別規則及び関連する要件を満たす場合は、マレーシア原産品となる。</p> <p>(7) 在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が產品の生産に使用される場合、又は代替性のある原産品及び非原産品が在庫において混在している場合には、マレーシア協定第 34 条《代替性のある產品及び材料》の規定により、マレーシアの領域において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従つて決定することができる。なお、当該規定を適用した場合には、マレーシア協定原産地証明書の「5.Preference Criterion」の欄</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
シア協定原産地証明書の「5.Preference Criterion」の欄に「 <u>F GM</u> 」と表示される。	に「 <u>F MG</u> 」と表示される。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(チリ原産品の認定の基準)	(新規)
<p>68 - 5 - 2 の 4 「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」(平成19年条約第8号)(以下「チリ協定」という。)における関税についての特別の規定による便益による税率(以下「チリ税率」という。)を適用する場合において、輸入貨物がチリ協定第4章の規定に基づきチリの原産品とされるもの(以下この節において「チリ原産品」という。)であるかの認定については、同協定第29条から第34条まで、及び第54条の規定に基づき、次により行う。また、セット、キット又は複合的な产品・間接材料・附属品、予備部品及び工具・小売用の包装材料及び包装容器・船積み用のこん包材料及びこん包容器については、同協定第35条から第39条までの規定に基づき、下記68 - 5 - 3(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)により行う。</p> <p><u>なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のためのチリに係る原産地の認定には適用されないので、留意する。</u></p>	
<p>(1) チリ原産品とは、次のいずれかの产品に該当する产品とする。</p>	
<p>イ チリにおいて完全に得られ又は生産される产品</p> <p>ロ チリ又は本邦(チリ協定第33条を適用する場合)の原産材料のみからチリにおいて完全に生産される产品</p> <p>ハ 非原産材料を使用してチリにおいて完全に生産される产品であって、チリ協定附属書2に定める品目別規則(以下この節において「チリ協定品目別規則」という。)に定める要件及び同協定第4章の他のすべての関連する要件を満たすもの</p> <p>二 チリにおいて完全に生産される产品(定率法別表の第61類から第63類までの产品を除く。)であって、その生産に使用される一又は二以上の非原産材料について、通則2(a)が適用されることによって、又は定率法別表の項又は号の規定が产品自体と当該产品の部分品の双方を明示的に記述し、部分品についての定率法別表の号の規定を有していないことから、関税分類の変更が行われないもの(ただし、チリ協定附属書2に別段の定めがある場合を除くほか、同協定第30条の規定に従って決定される原産資格割合が45%以上(チリ協定第30条1(a)に規定する計算式を用いる場合)又は30%以上(チリ協定第30条1(b)に規定する計算式を用いる場合)であり、同協定第4章の他のすべての関連する要件を満たすことを条件とする。)</p>	
<p>(2) 上記(1)のイにおいて、チリにおいて完全に得られ又は生産されたものは、次のいずれかの产品に該当する产品をいう。</p> <p>イ チリにおいて抽出される鉱物性生産品</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>口 チリにおいて収穫される植物性生産品</p> <p>ハ 生きている動物であって、チリにおいて生まれ、かつ、成育されたもの</p> <p>ニ チリにおいて狩猟、わなかけ又は漁ろうにより得られる产品</p> <p>ホ チリにおいて生きている動物から得られた产品</p> <p>ヘ 次のすべての要件を満たす船舶により、チリの領海の外側に位置する海 から得られる魚介類その他の水产品</p> <p>(i) チリにおいて登録されていること。</p> <p>(ii) チリの旗を掲げて航行すること。</p> <p>(iii) チリの国民又は企业(チリに本店を有する企业であって、代表者、 役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がチリの国民であり、か つ、チリの国民又は企业が50%以上の持分を所有しているものに限 る。)が50%以上の持分を所有していること。</p> <p>(iv) 船長及び上級乗組員のすべてがチリの国民であること。</p> <p>(v) 乗組員の75%以上がチリの国民であること。</p> <p><u>注釈1 国際法(海洋法に関する国際連合条約を含む。)に基づくチリ及 び本邦の権利及び義務を害することなく、への規定は、このへに 規定する船舶により本邦の排他的経済水域から得られる魚介類そ の他の水产品については、適用しない。</u></p> <p><u>注釈2 ヘ(iii)からヘ(v)までの規定の要件は、漁業及び養殖業に関す る一般法(法第18892号)経過規定第10条の規定に基づき1991年6 月30日の前にチリにおいて登録された船舶並びに同法及び他のチ リの法律の関連規定に基づき登録されたその承継船舶につい ては、適用しない。</u></p> <p>ト 次のすべての要件を満たす工船の船上において前記へに規定する产品か ら生産される产品</p> <p>(i) チリにおいて登録されていること。</p> <p>(ii) チリの旗を掲げて航行すること。</p> <p>(iii) チリの国民又は企业(チリに本店を有する企业であって、代表者、 役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がチリの国民であり、か つ、チリの国民又は企业が50%以上の持分を所有しているものに限 る。)が50%以上の持分を所有していること。</p> <p>(iv) 船長及び上級乗組員のすべてがチリの国民であること。</p> <p>(v) 乗組員の75%以上がチリの国民であること。</p> <p><u>注釈 ト(iii)からト(v)までの規定の要件は、漁業及び養殖業に関する 一般法(法第18892号)経過規定第10条の規定に基づき1991年6月30</u></p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>日の前にチリにおいて登録された工船並びに同法及びチリの法律の 関連規定に基づき登録されたその承継船舶については、適用しない。</p> <p>チ チリ又はチリの自然人若しくは企業により、チリの領海外の海底又はその下から得られる产品。ただし、チリが当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。</p> <p>リ 次の(i)又は(ii)から生じ、又は得られる廃品及びくず</p> <p>(i) チリにおける生産</p> <p>(ii) 中古の产品であって、チリにおいて収集されるもの。ただし、当該产品が原材料の回収のみに適するものであることを条件とする。</p> <p>ヌ チリにおいて専ら上記イからリまでに規定する产品又はそれらの派生物から生産される产品(いずれの段階で生産されるものであるかを問わない。)</p> <p>(3) チリ原产品の認定上、チリ協定品目別規則に定める関連する関税分類の変更が行われる非原産材料を使用し、かつ、同規則に定める他の要件を満たす产品の生産は、チリにおいて完全に行われなければならない、また、当該产品的原産資格割合は、チリにおいて完全に満たさなければならない。</p> <p>チリ協定品目別規則は、それぞれの品目毎に、関税分類の異なる材料の使用を求めるチリ協定品目別規則(以下この節において「関税分類変更基準を用いたチリ協定品目別規則」という。)、特定の製造又は加工作業を行うことを求めるチリ協定品目別規則(以下この節において「特定加工基準を用いたチリ協定品目別規則」という。)又は原産資格割合を用いたチリ品目別規則からなっており、関税分類変更基準を用いたチリ協定品目別規則及び特定加工基準を用いたチリ協定品目別規則の取扱いについては後記68-5-3(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)により、原産資格割合を用いたチリ協定品目別規則の取扱いについては後記68-5-4の2(原産資格割合を用いたチリ協定品目別規則の取扱い)による。</p> <p>ただし、次の(4)に掲げる作業が行われることのみを理由としてチリ原产品とはならない。チリ協定第40条に規定する次のものは、チリ協定品目別規則に優先するものである。</p> <p>(4) 次に掲げる作業が行われることのみを理由としてチリ原产品とはならない。</p> <p>イ 輸送又は保管の間に产品を良好な状態に保存することを確保する作業</p> <p>ロ 改装及び仕分</p> <p>ハ 組み立てられたものを分解する作業</p> <p>ニ 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ホ 通則2(a)の規定に従って一の产品として分類される部品及び構成品の <u>収集</u> ヘ 物品を単にセットにする作業 ト 上記イからヘまでの作業の組合せ</p> <p>(5) チリ協定第32条の規定については、同協定附屬書2第1節一般的注釈に具体的規定があるので留意する。なお、当該規定を適用した場合には、チリ協定第44条に基づく原産地証明書(以下「チリ協定原産地証明書」という。)の「5. Preference criterion」の欄に「D M I」と表示される。</p> <p>(6) チリ協定第33条の規定により、チリにおいて产品を生産されるための材料として使用される本邦の原产品は、チリ原产品とみなすことができる。当該規定を適用した場合には、チリ協定原産地証明書の「5. Preference criterion」の欄に「A C U」と表示される。</p> <p>(7) 在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が产品の生産に使用される場合、又は代替性のある原产品及び非原产品が在庫において混在している場合には、チリ協定第34条の規定により、チリにおいて一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って、チリの原産材料であるか否か、又はチリ原产品であるか否かを決定することができる。なお、当該規定を適用した場合には、チリ協定原産地証明書の「5. Preference criterion」の欄に「F G M」と表示される。</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)</p> <p>68 - 5 - 3 関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた経済連携協定品目別規則(関税暫定措置法第 7 条の 8 に規定する経済連携協定の附属書で定める品目別規則をいう。以下同じ。)の適用対象となる「材料」は非原産材料のみであり、「非原産材料」とは、<u>経済連携協定</u>上の原産品とされない材料をいう。</p> <p>(1) シンガポール協定においては、同協定上の本邦の原産品についても、同協定第24条 1 の規定によりシンガポール原産品とみなされるため、「非原産材料」から除外されるので留意する。 <u>(削除)</u></p> <p>(2) メキシコ協定においては、以下の点に留意する。</p> <p>イ メキシコ協定原産品であつて、最終的な生産工程(前記68 - 5 - 2 の 2 (4)に掲げる作業を除く。)が本邦で行われるものについても、メキシコ協定第27条の規定により、产品的な生産者が日メキシコ両国域内における第三者による生産を自らによる生産と累積する場合には、「非原産材料」から除外されるので、留意する。また、产品的な生産者が、同協定第26条の規定により自己生産の材料を中間材料として指定した場合であつて、同協定第28条に規定する在庫管理方式に従つてメキシコ協定原産品であると決定した場合においても、「非原産材料」から除外される。</p> <p>ロ 产品的な生産、試験若しくは検査に使用される物(当該商品に物理的に組み込まれないものに限る。)又は商品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される物は、メキシコ協定第30条及び同協定第38条(i)の規定により、「非原産材料」に含まれない。なお、間接材料には、燃料及びエネルギー、工具、ダイス及び鋳型、設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び材料、生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼動のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の材料、触媒及び溶剤等がある。</p> <p>ハ 通則 3 の規定に従つて関税分類が決定されるセット、キット又は複合的な商品(以下この項において「セット等」という。)及び定率法別表にセット等として明示的に記述される商品は、当該セット等に含まれるすべての商品がメキシコ協定第 4 章の規定に従いそれぞれの商品に関連する原産地</p>	<p>(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)</p> <p>68 - 5 - 3 関税分類変更基準又は特定加工基準を用いたシンガポール協定品目別規則、メキシコ協定品目別規則又はマレーシア協定品目別規則の適用対象となる「材料」は非原産材料のみであり、「非原産材料」とは、<u>シンガポール協定、メキシコ協定又はマレーシア協定</u>上の原産品とされない材料をいう。</p> <p>(1) シンガポール協定においては、同協定上の本邦の原産品についても、同協定第24条 1 <u>累積</u> の規定によりシンガポール原産品とみなされるため、「非原産材料」から除外されるので留意する。<u>なお、「非原産材料」には、貨物の生産に使用される動力、燃料、設備、装置、機械及び工具を含めないものとする。</u></p> <p>(2) メキシコ協定においては、以下の点に留意する。</p> <p>イ メキシコ協定原産品であつて、最終的な生産工程(前記68 - 5 - 2 の 2 (4)に掲げる作業を除く。)が本邦で行われるものについても、メキシコ協定第27条 <u>累積</u> の規定により、产品的な生産者が日メキシコ両国域内における第三者による生産を自らによる生産と累積する場合には、「非原産材料」から除外されるので、留意する。また、产品的な生産者が、同協定第26条 <u>中間材料</u> の規定により自己生産の材料を中間材料として指定した場合であつて、同協定第28条 <u>代替性のある商品及び材料</u> に規定する在庫管理方式に従つてメキシコ協定原産品であると決定した場合においても、「非原産材料」から除外される。</p> <p>ロ 产品的な生産、試験若しくは検査に使用される物(当該商品に物理的に組み込まれないものに限る。)又は商品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される物は、メキシコ協定第30条 <u>間接材料</u> 及び同協定第38条 <u>定義</u> (i)の規定により、「非原産材料」に含まれない。なお、間接材料には、燃料及びエネルギー、工具、ダイス及び鋳型、設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び材料、生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼動のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の材料、触媒及び溶剤等がある。</p> <p>ハ 通則 3 の規定に従つて関税分類が決定されるセット、キット又は複合的な商品(以下この項において「セット等」という。)及び定率法別表にセット等として明示的に記述される商品は、当該セット等に含まれるすべての商品がメキシコ協定第 4 章の規定に従いそれぞれの商品に関連する原産地</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>規則を満たす場合には、メキシコ協定原産品とする(例：メキシコ協定品目別規則第8471.49号)。</p> <p>二 產品と共に納入される附属品、予備部品及び工具(以下この項において「附属品等」という。)で、標準的なものについては、メキシコ協定第31条の規定により、当該產品の生産に使用されたすべての非原産材料についてメキシコ協定品目別規則に定める関税分類の変更が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない(当該附属品等に係る送り状が当該產品の送り状と別立てにされておらず、当該附属品等の数量及び価額が当該產品について慣習的なものである場合に限る。)。ただし、当該產品が域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の域内原産割合の要件の対象となる場合には、この限りでない。</p> <p>ホ 產品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、メキシコ協定第32条の規定により、通則5の規定に従って当該產品に含まれるものとして分類される場合には、当該產品に使用されたすべての非原産材料についてメキシコ協定品目別規則に定める関税分類の変更が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない。ただし、当該產品が域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の域内原産割合の要件の対象となる場合には、この限りでない。</p> <p>ヘ 船積み用のこん包材料及びこん包容器については、メキシコ協定第33条の規定により、メキシコ協定品目別規則に定める関税分類の変更が行われたか否か、又は域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の域内原産割合の要件を満たしているか否かを決定するに当たって考慮しない。この場合の「考慮しない」とは、具体的には、後記68-5-4の2(1)の計算式において「<u>產品の取引価額</u>」より「<u>船積み用のこん包材料及びこん包容器の価額</u>」を差し引かないことを示す。</p> <p>(3) マレーシア協定においては、以下の点に留意する。</p> <p>イ 產品の生産、試験若しくは検査に使用される物(当該產品に物理的に組み込まれないものに限る。)又は產品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される物は、マレーシア協定第35条及び同協定第27条(h)の規定により、「原産材料」とみなされる。なお、間接材料には、燃料及びエネルギー、工具、ダイス及び鋳型、設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び產品、生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼動のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の產品、手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品、触媒及び溶剤等がある。</p>	<p>規則を満たす場合には、メキシコ協定原産品とする(例：メキシコ協定品目別規則第8471.49号)。</p> <p>二 產品と共に納入される附属品、予備部品及び工具(以下この項において「附属品等」という。)で、標準的なものについては、メキシコ協定第31条_附属品、予備部品及び工具_の規定により、当該產品の生産に使用されたすべての非原産材料についてメキシコ協定品目別規則に定める関税分類の変更が行われたか否かを決定するに当たつて考慮しない(当該附属品等に係る送り状が当該產品の送り状と別立てにされておらず、当該附属品等の数量及び価額が当該產品について慣習的なものである場合に限る。)。ただし、当該產品が域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の域内原産割合の要件の対象となる場合には、この限りでない。</p> <p>ホ 產品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、メキシコ協定第32条_小売用の包装材料及び包装容器_の規定により、通則5の規定に従つて当該產品に含まれるものとして分類される場合には、当該產品に使用されたすべての非原産材料についてメキシコ協定品目別規則に定める関税分類の変更が行われたか否かを決定するに当たつて考慮しない。ただし、当該產品が域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の域内原産割合の要件の対象となる場合には、この限りでない。</p> <p>ヘ 船積み用のこん包材料及びこん包容器については、メキシコ協定第33条_船積み用のこん包材料及びこん包容器_の規定により、メキシコ協定品目別規則に定める関税分類の変更が行われたか否か、又は域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の域内原産割合の要件を満たしているか否かを決定するに当たつて考慮しない。</p>
	<p>マレーシア協定においては、以下の点に留意する。</p> <p>イ 產品の生産、試験若しくは検査に使用される物(当該產品に物理的に組み込まれないものに限る。)又は產品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される物は、マレーシア協定第35条_間接材料_及び同協定第27条_定義_(h)の規定により、「原産材料」とみなされる。なお、間接材料には、燃料及びエネルギー、工具、ダイス及び鋳型、設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び產品、生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼動のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の產品、手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品、触媒及び溶剤等がある。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>□ 產品と共に納入される附属品、予備部品及び工具(以下この項において「附属品等」という。)で、標準的なものについては、マレーシア協定第36条の規定により、当該產品の生産に使用されたすべての非原産材料についてマレーシア協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない(当該附属品等に係る仕入書が当該產品の仕入書と別立てにされておらず、当該附属品等の数量及び価額が当該產品について慣習的なものである場合に限る。)。</p> <p>ハ 產品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、マレーシア協定第37条の規定により、通則5の規定に従つて当該產品に含まれるものとして分類される場合には、当該產品に使用されたすべての非原産材料についてマレーシア協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない。ただし、当該產品がマレーシア協定品目別規則に定める原産資格割合の要件の対象となる場合には、場合に応じて原産材料又は非原産材料として考慮する。</p> <p>二 船積み用のこん包材料及びこん包容器については、マレーシア協定第38条の規定により、マレーシア協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たって考慮せず、マレーシア協定品目別規則に定める原産資格割合の要件を満たしているか否かを決定するに当たっては原産材料とみなす。</p>	<p>□ 產品と共に納入される附属品、予備部品及び工具(以下この項において「附属品等」という。)で、標準的なものについては、マレーシア協定第36条<u>附属品、予備部品及び工具</u>の規定により、当該產品の生産に使用されたすべての非原産材料についてマレーシア協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たつて考慮しない(当該附属品等に係る仕入書が当該產品の仕入書と別立てにされておらず、当該附属品等の数量及び価額が当該產品について慣習的なものである場合に限る。)。</p> <p>ハ 產品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、マレーシア協定第37条<u>小売用の包装材料及び包装容器</u>の規定により、通則5の規定に従つて当該產品に含まれるものとして分類される場合には、当該產品に使用されたすべての非原産材料についてマレーシア協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たつて考慮しない。ただし、当該產品がマレーシア協定品目別規則に定める原産資格割合の要件の対象となる場合には、場合に応じて原産材料又は非原産材料として考慮する。</p> <p>二 船積み用のこん包材料及びこん包容器については、マレーシア協定第38条<u>船積み用のこん包材料及びこん包容器</u>の規定により、マレーシア協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たつて考慮せず、マレーシア協定品目別規則に定める原産資格割合の要件を満たしているか否かを決定するに当たつては原産材料とみなす。</p>
<p>(4) チリ協定においては、以下の点に留意する。</p> <p>イ 產品の生産、試験若しくは検査に使用される產品(当該產品に物理的に組み込まれないものに限る。)又は產品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される物は、チリ協定第36条及び同協定第54条(f)の規定により、生産される場所のいかんを問わず、「原産材料」とみなされる。</p> <p>なお、間接材料には、燃料及びエネルギー、工具、ダイス及び鋳型、設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び產品、生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼動のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の產品、触媒及び溶剤等がある。</p> <p>□ 通則3の規定に従つて関税分類が決定されるセット、キット又は複合的な產品(以下この項において「セット等」という。)、当該セット等に含まれるすべての產品がチリ協定第4章の規定に従いそれぞれの產品に関連す</p>	<p><u>(新規)</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る原産地規則を満たす場合には、チリ原産品とする(例：チリ協定品目別規則第8471.49号)。</p> <p>ハ 產品と共に納入される附屬品、予備部品及び工具(以下この項において「附屬品等」という。)で、標準的なものについては、チリ協定第37条の規定により、当該產品がチリの原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない(当該附屬品等が仕入書において產品と別に記載されているか否かにかかわらず、当該仕入書が当該產品の仕入書と別立てにされておらず、かつ、当該附屬品等の数量及び価額が当該產品について慣習的なものである場合に限る。)。この場合の「考慮しない」とは、具体的には、後記68 - 5 - 4 の 4 (1)の計算式において「產品の取引価額」に「当該附屬品等の価額」を算入しないことを示す。</p> <p>ホ 產品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、チリ協定第38条の規定により、通則5の規定に従って当該產品に含まれるものとして分類される場合には、当該產品がチリの原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。この場合の「考慮しない」とは、具体的には、後記68 - 5 - 4 の 4 (1)の計算式において「產品の取引価額」に「小売用のこん包材料及びこん包容器の価額」を算入しないことを示す。</p> <p>ヘ 船積み用のこん包材料及びこん包容器については、チリ協定第39条の規定により、產品がチリの原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。この場合の「考慮しない」とは、具体的には、後記68 - 5 - 4 の 4 (1)の計算式において「產品の取引価額」に「船積み用のこん包材料及びこん包容器の価額」を算入しないことを示す。</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(原産資格割合を用いたチリ協定品目別規則の取扱い)</p> <p><u>68 - 5 - 4 の 4 原産資格割合を用いたチリ協定品目別規則の適用において、産品がチリ原産品と認定されるためには、当該産品の「原産資格割合」が、同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業がチリ、又は本邦(チリ協定第 33 条を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上の生産又は作業を行い、これに更にチリで何らかの生産又は作業を行う場合)であることが必要とされる。</u></p> <p>(1) 原産資格割合は、次の 2 式のいずれかにより算出する。</p> $\text{原産資格割合 (\%)} = \frac{\text{產品の取引価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{產品の取引価額}} \times 100$ $\text{原産資格割合 (\%)} = \frac{\text{原産材料価額}}{\text{產品の取引価額}} \times 100$ <p>この場合における用語の意義は次による。</p> <p>イ 「產品の取引価額」とは、チリ協定第 30 条に規定する場合を除くほか、本船渡しの価額(F O B 価額)に調整される価額をいう。</p> <p>ロ 「非原産材料価額」とは、產品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいい、チリ協定第 31 条の規定に従って決定される価額をいう。</p> <p>ハ 「原産材料価額」とは、產品の生産において使用されるすべての原産材料の価額をいい、チリ協定第 31 条の規定に従って決定される価額をいう。</p> <p>(2) 原産資格割合を計算するに際し、チリ協定第 40 条によって付加された価値については、当然算入することになるので留意する。なお、チリ協定第 40 条に規定する作業のみによって付加された価値が、チリ協定附属書 2 に定める割合を満たす場合は、チリ原産品とはならないことに留意する。</p> <p>(3) 上記の原産資格割合を計算するに際し、当該産品の非原産材料価額には、当該産品の生産に当たって使用されるチリの原産材料の生産において使用される非原産材料の価額は含めない。</p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(「原産地が明らかであると認めた貨物」の取扱い)</p> <p>68 - 5 - 6 令第61条第1項第2号イに規定する「税關長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物」の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「原産地が明らかであると認めた貨物」は別に事務連絡する貨物とすることとし、<u>締約国原産地証明書</u>の提出を省略させるものとする。ただし、<u>EPA税率</u>の適用上特に問題があると認められる場合であつて、後記68 - 5 - 7(少額貨物についての原産地の認定)の(1)に規定する書類等によつても<u>締約国原産品</u>として認定できない場合には、「原産地が明らかであると認めた貨物」に該当しないこととなるので留意する。</p> <p>(2) なお、非原産国を経由して本邦へ向けて運送された貨物(令第61条第1項第2号口に規定する書類の提出がある場合を除く。)については、<u>締約国原产地証明書</u>の提出が必要な貨物として取り扱うものとする。</p>	<p>(「原産地が明らかであると認めた貨物」の取扱い)</p> <p>68 - 5 - 6 令第61条第1項第2号イ、同項第3号イ及び同項第4号イに規定する「税關長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物」の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「原産地が明らかであると認めた貨物」は別に事務連絡する貨物とすることとし、<u>シンガポール協定原産地証明書</u>、<u>メキシコ協定原産地証明書</u>又は<u>マレーシア協定原産地証明書</u>の提出を省略させるものとする。ただし、<u>シンガポール税率</u>、<u>メキシコ税率</u>又は<u>マレーシア税率</u>の適用上特に問題があると認められる場合であつて、後記68 - 5 - 7(少額貨物についての原産地の認定)の(1)に規定する書類等によつても<u>シンガポール原産品</u>、<u>メキシコ協定原産品</u>又は<u>マレーシア原産品</u>として認定できない場合には、「原産地が明らかであると認めた貨物」に該当しないこととなるので留意する。</p> <p>(2) なお、非原産国を経由して本邦へ向けて運送された貨物(令第61条第1項第2号口《シンガポール協定運送要件証明書》、同項第3号口《メキシコ協定運送要件証明書》又は同項第4号口《マレーシア協定運送要件証明書》に規定する書類の提出がある場合を除く。)については、<u>シンガポール協定原产地証明書</u>、<u>メキシコ協定原产地証明書</u>又は<u>マレーシア協定原产地証明書</u>の提出が必要な貨物として取り扱うものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(少額貨物についての原産地の認定)</p> <p>68 - 5 - 7 課税価格の総額が20万円以下の貨物にEPA税率を適用する場合における締約国原産品の認定については、次のいずれかにより行う。なお、この場合において「課税価格の総額」については、関税暫定措置法基本通達8の2 - 4の2(少額貨物についての原産地の認定等)の(1)の規定を準用する。</p> <p>(1) 当該貨物の種類、性質、形状又は当該貨物に付された商標、生産国名、製造者名等</p> <p>(2) 当該貨物に係る仕入書(郵便物については、郵便に関する条約に基づき、差出人が当該郵便物に貼り付け、又は添付した税關告知書又は税關票符(グリーン・ラベル)を含む。)に記載されている当該貨物の原産地に関する事項</p> <p>(3) 当該貨物に係るメカーズ・インボイス、売買契約書、注文請書、船荷証券、保険証券、船積案内状、カタログ等の書類(これらの書類の写しを含む。)に記載されている当該貨物の原産地に関する事項</p>	<p>(少額貨物についての原産地の認定)</p> <p>68 - 5 - 7 課税価格の総額が20万円以下の貨物にシンガポール税率、メキシコ税率又はマレーシア税率を適用する場合におけるシンガポール原産品、メキシコ協定原産品又はマレーシア原産品の認定については、次のいずれかにより行う。なお、この場合において「課税価格の総額」については、関税暫定措置法基本通達8の2 - 4の2(少額貨物についての原産地の認定等)の(1)の規定を準用する。</p> <p>(1) 当該貨物の種類、性質、形状又は当該貨物に付された商標、生産国名、製造者名等</p> <p>(2) 当該貨物に係る仕入書(郵便物については、郵便に関する条約に基づき、差出人が当該郵便物に貼り付け、又は添付した税關告知書又は税關票符(グリーン・ラベル)を含む。)に記載されている当該貨物の原産地に関する事項</p> <p>(3) 当該貨物に係るメカーズ・インボイス、売買契約書、注文請書、船荷証券、保険証券、船積案内状、カタログ等の書類又はこれらの書類の写しを含む。)に記載されている当該貨物の原産地に関する事項</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(携帯品等における少額貨物についての原産地の決定)</p> <p>68 - 5 - 8 本邦に入国する者がその入国の際に携帯し又は別送して輸入する貨物(以下この項において「携帯品等」という。)における令第61条第1項第2号イに規定する「課税価格の総額が20万円以下の貨物」に係る原産地の認定については、次による。</p> <p>(1) 「課税価格の総額」は、前記68 - 5 - 7(少額貨物についての原産地の認定)の規定にかかわらず、<u>EPA税率対象貨物</u>(定率法第14条第7号の規定により関税が免除されるものを除く。)の課税価格の総額とする。なお、輸入の時期を異にする別送品については、それぞれの時期の別送品毎に「課税価格の総額」を計算する。</p> <p>(2) 携帯品等について、税関長が原産地の認定を行う場合において、貨物の商標その他の当該貨物が<u>経済連携協定の締約国の原産品</u>であることについての明確な資料がない場合であつても、次のいずれかにより当該貨物が<u>当該締約国の原産品</u>であることが確実と認められるときは、当該貨物を<u>当該締約国の原産品</u>として取り扱って差し支えない。</p> <p>イ 入国者の所持する旅券又はこれに代わる証明書により入国者が<u>当該締約国</u>を経由してきたことが明らかであること。</p> <p>ロ 入国者の所持する物品の購入代金受領証等により入国者が<u>当該締約国</u>において当該貨物を購入したことが明らかであること。</p>	<p>(携帯品等における少額貨物についての原産地の決定)</p> <p>68 - 5 - 8 本邦に入国する者がその入国の際に携帯し又は別送して輸入する貨物(以下この項において「携帯品等」という。)における<u>令第61条第1項第2号イ シンガポール協定原産地証明書</u>、<u>同項第3号イ メキシコ協定原産地証明書</u>及び<u>同項第4号イ マレーシア協定原産地証明書</u>に規定する「課税価格の総額が20万円以下の貨物」に係る原産地の認定については、次による。</p> <p>(1) 「課税価格の総額」は、前記68 - 5 - 7(少額貨物についての原産地の認定)の規定にかかわらず、<u>シンガポール税率対象貨物</u>、<u>メキシコ税率対象貨物</u>又は<u>マレーシア税率対象貨物</u>(定率法第14条第7号<u>『携帯品の無条件免税』</u>の規定により関税が免除されるものを除く。)の課税価格の総額とする。なお、輸入の時期を異にする別送品については、それぞれの時期の別送品毎に「課税価格の総額」を計算する。</p> <p>(2) 携帯品等について、税関長が原産地の認定を行う場合において、貨物の商標その他の当該貨物が<u>シンガポール原産品</u>、<u>メキシコ協定原産品</u>又は<u>マレーシア原産品</u>であることについての明確な資料がない場合であつても、次のいずれかに当該貨物が<u>シンガポール原産品</u>、<u>メキシコ協定原産品</u>又は<u>マレーシア原産品</u>であることが確実と認められるときは、当該貨物を<u>シンガポール原産品</u>、<u>メキシコ協定原産品</u>又は<u>マレーシア原産品</u>として取り扱つて差し支えない。</p> <p>イ 入国者の所持する旅券又はこれに代わる証明書により入国者が<u>シンガポール</u>、<u>メキシコ</u>又は<u>マレーシア</u>を経由してきたことが明らかであること。</p> <p>ロ 入国者の所持する物品の購入代金受領証等により入国者が<u>シンガポール</u>、<u>メキシコ</u>又は<u>マレーシア</u>において当該貨物を購入したことが明らかであること。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前										
<p>(積送基準に関する取扱い)</p> <p>68 - 5 - 9 次の表の第 1 欄に掲げる経済連携協定に対応する第 2 欄「積送基準」に掲げる規定を満たす締約国原産品とは、令第61条第 1 項第 2 号口(1)及び(2)に掲げる規定を満たすものをいい、同項第 2 号口の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次の(1)及び(2)による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経済連携協定名</th><th>積送基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンガポール協定</td><td>シンガポール協定第27条</td></tr> <tr> <td>メキシコ協定</td><td>メキシコ協定第35条</td></tr> <tr> <td>マレーシア協定</td><td>マレーシア協定第32条</td></tr> <tr> <td>チリ協定</td><td>チリ協定第41条</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) 令第61条第 1 項第 2 号口に規定する「非原産国を経由しないで本邦へ向けて直接に運送」には、締約国から当該貨物を運送する船舶、航空機又は車両が非原産国を通過する場合であつて、当該非原産国において当該貨物が積替え又は一時蔵置のいずれもがされない場合を含む。</p> <p>(2) 令第61条第 1 項第 2 号口(1)に規定する「非原産国を経由して本邦へ向けて運送される」とは、締約国から送り出される際に、明らかに本邦へ運送する意思をもつて積み出された貨物であつて、非原産国を経由して本邦へ向けて運送されるものをいう。</p>	経済連携協定名	積送基準	シンガポール協定	シンガポール協定第27条	メキシコ協定	メキシコ協定第35条	マレーシア協定	マレーシア協定第32条	チリ協定	チリ協定第41条	<p>(積送基準に関する取扱い)</p> <p>68 - 5 - 9 シンガポール協定第27条(b) 積送基準 に規定する条件を満たしたシンガポール原産品とは、令第61条第 1 項第 2 号口(1)及び(2) シンガポール原産品の本邦への運送方法 に掲げるものをいい、メキシコ協定第35条 2 積替え に規定するメキシコ協定原産品としての資格を失つていないものとは、令第61条第 1 項第 3 号口(1)及び(2) メキシコ協定原産品の本邦への運送方法 に掲げるものをいい、マレーシア協定第32条 1 (b) 積送基準 に規定する条件を満たしたマレーシア原産品とは、令第61条第 1 項第 4 号口(1)及び(2) マレーシア原産品の本邦への運送方法 に掲げるものをいい、同項第 2 号口、第 3 号口及び第 4 号口の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 令第61条第 1 項第 2 号口、第 3 号口又は第 4 号口に規定する「非原産国を経由しないで本邦へ向けて直接に運送」には、シンガポール、メキシコ又はマレーシアから当該貨物を運送する船舶、航空機又は車両が非原産国を通過する場合であつて、当該非原産国において当該貨物が積替え又は一時蔵置のいずれもがされない場合を含む。</p> <p>(2) 令第61条第 1 項第 2 号口(1)、第 3 号口(1)又は第 4 号口(1)に規定する「非原産国を経由して本邦へ向けて運送される」とは、シンガポール、メキシコ又はマレーシアから送り出される際に、明らかに本邦へ運送する意思をもつて積み出された貨物であつて、非原産国を経由して本邦へ向けて運送されるものをいう。</p>
経済連携協定名	積送基準										
シンガポール協定	シンガポール協定第27条										
メキシコ協定	メキシコ協定第35条										
マレーシア協定	マレーシア協定第32条										
チリ協定	チリ協定第41条										

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(「博覧会等への出品のため送り出された貨物」の取扱い)</p> <p>68 - 5 - 10 令第61条第1項第2号口(2)に規定する「博覧会等への出品のため送り出された貨物」については、関税暫定措置法基本通達8の2-15(直接運送に関する取扱い)の(3)及び(4)の規定を準用する。この場合において、「同項第3号」とあるのは「令第61条第1項第2号口(2)」と、「博覧会、展示会その他これに類するもの」とあるのは「博覧会等」と、「物品」とあるのは「貨物」と、「特恵受益国」とあるのは「<u>締約国</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(「博覧会等への出品のため送り出された貨物」の取扱い)</p> <p>68 - 5 - 10 令第61条第1項第2号口(2) シンガポールから博覧会等への出品のため送り出された貨物、同項第3号口(2) メキシコから博覧会等への出品のため送り出された貨物 又は同項第4号口(2) マレーシアから博覧会等への出品のため送り出された貨物に規定する「博覧会等への出品のため送り出された貨物」については、関税暫定措置法基本通達8の2-15(直接運送に関する取扱い)の(3)及び(4)の規定を準用する。この場合において、「同項第3号」とあるのは「令第61条第1項第2号口(2)、<u>同項第3号口(2)又は同項第4号口(2)</u>」と、「博覧会、展示会その他これに類するもの」とあるのは「博覧会等」と、「物品」とあるのは「貨物」と、「特恵受益国」とあるのは「<u>シンガポール、メキシコ又はマレーシア</u>」と読み替えるものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(締約国原産地証明書の様式)	(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の様式)
68 - 5 - 11 令第61条第1項第2号イに規定する締約国原産地証明書の様式は、次の表の第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げるものとする。	68 - 5 - 11 令第61条第1項第2号イに規定するシンガポール協定原産地証明書の様式は、「REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」(C - 5292)とし、同項第3号イに規定するメキシコ協定原産地証明書の様式は、「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」(C - 5293)及び「ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN」(C - 5294)とし、同項第4号イに規定するマレーシア協定原産地証明書の様式は、「AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP」(C - 5296)とする。
経済連携協定	締約国原産地証明書の様式
シンガポール協定	REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」(C - 5290-1)
メキシコ協定	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」(C - 5290-2)及び「ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN」(C - 5290-3)
マレーシア協定	「AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP FORM MJEPA」(C - 5290-4)
チリ協定	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」(C - 5290-5)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前						
(締約国原産地証明書の有効性の認定)	(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の有効性の認定)						
<p>68 - 5 - 12 令第36条の3第3項(第51条及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項、<u>第61条第1項第2号イ</u>の規定により、税関に提出された締約国原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であっても、<u>シンガポール協定第3章、メキシコ協定第4章及び第5章第1節、マレーシア協定第3章又はチリ協定第4章</u>に規定する原産品の要件を明らかに満たさないと認められる場合には、この限りではない。</p> <p>(1) 締約国原産地証明書に關税法施行令第61条第4項の表の上欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項が記載され、かつ、後記68 - 5 - 14(締約国原産地証明書の発給機関)に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされたものであること。</p> <p>(2) 締約国原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること。ただし、締約国原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致しない場合であっても、次に掲げる場合には、この要件を満たすものとして取り扱う。イ 次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書の同表の第2欄に掲げる欄に記載された関税率表番号(以下この節において「記載税番」という。)と、輸入貨物に実際に適用されるべき関税率表番号(以下この節において「適用税番」という。)とが異なっている場合で、次の(1)から(ハ)までに該当するとき。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">締約国原産地証明書</td><td style="width: 50%;">締約国原産地証明書の欄</td></tr> <tr> <td>シンガポール協定原産地証明書</td><td>10 No. & kind of Packages Description of Goods (include brand names if necessary)(包装の個数及び種類並びに品名)</td></tr> <tr> <td>メキシコ協定原産地証明書</td><td>5. HS Tariff Classification Number</td></tr> </table>	締約国原産地証明書	締約国原産地証明書の欄	シンガポール協定原産地証明書	10 No. & kind of Packages Description of Goods (include brand names if necessary)(包装の個数及び種類並びに品名)	メキシコ協定原産地証明書	5. HS Tariff Classification Number	<p>68 - 5 - 12 令第36条の3第3項(第51条及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項、<u>第61条第1項第2号イ シンガポール協定原産地証明書の提出、同項第3号イ メキシコ協定原産地証明書の提出又は同項第4号イ マレーシア協定原産地証明書の提出</u>の規定により、税関に提出された<u>シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書</u>については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であつても、<u>シンガポール協定第3章、メキシコ協定第4章及び第5章第1節又はマレーシア協定第3章</u>に規定する原産品の要件を明らかに満たさないと認められる場合には、この限りではない。</p> <p>(1) <u>シンガポール協定原産地証明書にシンガポール協定附属書 B 原産地証明の必要記載事項</u>に規定する必要記載事項が、<u>メキシコ協定原産地証明書にメキシコ協定第10条 統一規則</u>に規定する統一規則に定める事項が、<u>マレーシア協定原産地証明書にマレーシア協定附属書 3 原産地証明書の必要的記載事項</u>に規定する必要的記載事項が記載され、かつ、後記68 - 5 - 14(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の発給機関)に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされたものであること。</p> <p>(2) <u>シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること</u>。ただし、<u>シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致しない場合であつても、次に掲げる場合には、この要件を満たすものとして取り扱う。イ 前記68 - 5 - 11(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の様式)に規定するシンガポール協定原産地証明書の様式の「10 No. & kind of Packages Description of Goods (include brand names if necessary)(包装の個数及び種類並びに品名)」の欄、メキシコ協定原産地証明書の様式の「5. HS Tariff Classification Number」の欄又はマレーシア協定原産地証明書の様式の「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances」の欄に記載された関税率表番号(以下この節において「記載税番」という。)と、輸</u></p>
締約国原産地証明書	締約国原産地証明書の欄						
シンガポール協定原産地証明書	10 No. & kind of Packages Description of Goods (include brand names if necessary)(包装の個数及び種類並びに品名)						
メキシコ協定原産地証明書	5. HS Tariff Classification Number						

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
マレーシア協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances	入貨物に実際に適用されるべき関税率表番号(以下この節において「適用税番」という。)とが異なつても次のいずれかの場合に該当するとき。
チリ協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS Tariff Classification Number	
<p>(イ) 記載税番に属する貨物と適用税番に属する貨物のいずれもが、<u>シンガポール協定品目別規則</u>の表中「品名」の欄、<u>メキシコ協定品目別規則</u>の表上欄、<u>マレーシア協定品目別規則</u>又は<u>チリ協定</u>の表上欄に掲げられており、かつ、<u>シンガポール協定品目別規則</u>の表中「規則」の欄、<u>メキシコ協定品目別規則</u>の表下欄、<u>マレーシア協定品目別規則</u>の表下欄又は<u>チリ協定品目別規則</u>の表下欄に同一の条件が規定されている場合。ただし、<u>シンガポール協定品目別規則</u>の表中「規則」の欄、<u>メキシコ協定品目別規則</u>の表下欄、<u>マレーシア協定品目別規則</u>の表下欄又は<u>チリ協定品目別規則</u>の表下欄の条件が非原産材料割合(<u>シンガポール協定</u>にあっては、<u>同協定附屬書 A 注釈 2</u>に定める非原産材料割合を、<u>メキシコ協定</u>、<u>マレーシア協定</u>又は<u>チリ協定</u>にあっては、非原産材料の重量が產品の重量に占める割合をいう。)により規定されている場合には、当該輸入貨物の原材料のうち締約国(本邦を含む。)以外の国又は地域において生産されたもの(以下「非原産原材料」という。)の属する税番(2以上の税番にわたる場合を含む。)が、当該輸入貨物の適用税番及び記載税番のいずれとも異なる場合に限る。</p> <p>(ロ) 当該輸入貨物の通常の製造方法から推定される当該輸入貨物の原材料の税番が、当該輸入貨物の適用税番及び記載税番のいずれとも異なり、かつ、当該輸入貨物の適用税番に属する貨物及び記載税番に属する貨物についての<u>シンガポール協定品目別規則</u>、<u>メキシコ協定品目別規則</u>、<u>マレーシア協定品目別規則</u>又は<u>チリ協定品目別規則</u>が、それぞれ<u>シンガポール協定品目別規則</u>の表中「規則」の欄、<u>メキシコ協定品目別規則</u>の表下欄、<u>マレーシア協定品目別規則</u>又は<u>チリ協定品目別規則</u>の表下欄に規定する関税分類変更基準を用いたものである場合</p> <p>(ハ) 上記(イ)及び(ロ)以外の場合であって、当該輸入貨物に適用されるべき税番の決定に当たつて記載税番としたことに相当の理由があると認め</p>		

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>られ、かつ、当該貨物の適用税番に属する貨物についての<u>シンガポール協定品目別規則</u>の表中「規則」の欄、<u>メキシコ協定品目別規則</u>の表下欄、<u>マレーシア協定品目別規則</u>の表下欄、又は<u>チリ協定品目別規則</u>の表下欄に掲げる条件からみて、当該貨物が<u>締約国原産品</u>と認められるとき。</p> <p>□ 締約国原産地証明書に記載された数量と仕入書に記載された数量とが合致しており、当該締約国原産地証明書に記載された数量と輸入貨物の数量との間に差がある場合において、その差が僅少であるとき。</p> <p>ハ 締約国原産地証明書に貨物の外装の記号、番号等が記載されている場合においては、当該記載されている貨物の外装の記号、番号等と輸入貨物の外装の記号、番号等とが一致しない場合であつて、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認められ、かつ、当該締約国原産地証明書が当該貨物に係るものであることが明らかであるとき。</p> <p>(イ) 当該締約国原産地証明書の発給時における誤記であることが他の添付書類等からみて明らかである場合</p> <p>(ロ) 当該輸入貨物が令第61条第1項第2号□(2)に該当する貨物であつて、当該一時蔵置又は出品の際に当該非原産国の税關の監督下において当該輸入貨物の外装の記号、番号等が変えられたことが明らかである場合</p> <p>(3) 締約国原産地証明書の記載内容について修正が行われている場合には、それぞれの修正箇所につき、その発給機関の修正印が押なつされている等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされていること。</p> <p>(4) 紛失等の理由により再発給された締約国原産地証明書について、<u>シンガポール協定原産地証明書</u>にあっては、当該証明書に“DUPLICATE”又は“DUPLICATA”と、<u>メキシコ協定原産地証明書</u>にあっては、当該証明書に“DUPLICATE”と、表示される等再発給されたものであることが明らかに表示されていること、<u>マレーシア協定原産地証明書</u>及び<u>チリ協定原産地証明書</u>にあっては、<u>当初のマレーシア協定原産地証明書</u>及び<u>チリ協定原産地証明書</u>の番号及び発給年月日が記入されていること。</p> <p>なお、再発給された締約国原産地証明書の有効期間の起算日は当初の締約国原産地証明書が発給された日であるので、令第61条第6項の規定の適用に当たり留意するとともに、<u>当初の原産地証明書</u>は無効となるので留意する。</p>	<p>られ、かつ、当該貨物の適用税番に属する貨物についての<u>シンガポール協定品目別規則</u>の表中「規則」の欄、<u>メキシコ協定品目別規則</u>の表下欄又は<u>マレーシア協定品目別規則</u>の表下欄に掲げる条件からみて、当該貨物が<u>シンガポール原産品</u>、<u>メキシコ協定原産品</u>又は<u>マレーシア原産品</u>と認められるとき。</p> <p>□ シンガポール協定原産地証明書、<u>メキシコ協定原産地証明書</u>又は<u>マレーシア協定原産地証明書</u>に記載された数量と輸入貨物の数量との間に差がある場合であつても、その差が僅少であるとき。</p> <p>ハ <u>シンガポール協定原産地証明書</u>又は<u>マレーシア協定原産地証明書</u>に記載されている貨物の外装の記号、番号等と輸入貨物の外装の記号、番号等とが一致しない場合であつて、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認められ、かつ、当該<u>シンガポール協定原産地証明書</u>又は<u>マレーシア協定原産地証明書</u>が当該貨物に係るものであることが明らかであるとき。</p> <p>(イ) 当該<u>シンガポール協定原産地証明書</u>又は<u>マレーシア協定原産地証明書</u>の発給時における誤記であることが他の添付書類等からみて明らかである場合</p> <p>(ロ) 当該輸入貨物が令第61条第1項第2号□(2)又は同第61条第1項第4号□(2)<u>非原産国</u>において一時蔵置され又は博覧会等に出品された貨物に該当する貨物であつて、当該一時蔵置又は出品の際に当該非原産国の税關の監督下において当該輸入貨物の外装の記号、番号等が変えられたことが明らかである場合</p> <p>(3) <u>シンガポール協定原産地証明書</u>、<u>メキシコ協定原産地証明書</u>又は<u>マレーシア協定原産地証明書</u>の記載内容について修正が行われている場合には、それぞれの修正箇所につき、その発給機関の修正印が押なつされている等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされていること。</p> <p>(4) 紛失等の理由により再発給された<u>シンガポール協定原産地証明書</u>又は<u>メキシコ協定原産地証明書</u>の場合には、<u>シンガポール協定原産地証明書</u>にあつては、当該証明書に“DUPLICATE”又は“DUPLICATA”と、<u>メキシコ協定原産地証明書</u>にあつては、当該証明書に“DUPLICATE”と、表示される等再発給されたものであることが明らかに表示されていること。</p> <p>なお、再発給された<u>シンガポール協定原産地証明書</u>又は<u>メキシコ協定原産地証明書</u>の発給年月日は、<u>当初のシンガポール協定原産地証明書</u>又は<u>メキシコ協定原産地証明書</u>が発給された日付であるので、令第61条第8項 <u>シンガ</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(5) 貨物がメキシコから送り出された後において発給されたメキシコ協定原产地証明書の場合には当該証明書に "ISSUED RETROSPECTIVELY" と、マレーシア又はチリから送り出された後において発給されたマレーシア協定原产地証明書又はチリ協定原产地証明書の場合には当該証明書に "ISSUED RETROACTIVELY" と表示され、送り出された後に発給されたことが明らかに表示されていること。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p>ポール協定原产地証明書、メキシコ協定原产地証明書及びマレーシア協定原产地証明書の有効期間 の規定の適用に当たり留意する。</p> <p>(5) 紛失等の理由により再発給されたマレーシア協定原产地証明書には、当初のマレーシア協定原产地証明書の番号及び発給年月日が記入されているので令第61条第8項 シンガポール協定原产地証明書、メキシコ協定原产地証明書及びマレーシア協定原产地証明書の有効期間 の規定の適用に当たり留意する。なお、原产地証明書が再発給された場合、当初の原产地証明書は無効となるので留意する。</p> <p>(6) 貨物がメキシコから送り出された後において発給されたメキシコ協定原产地証明書の場合には当該証明書に "ISSUED RETROSPECTIVELY" と、マレーシアから送り出された後において発給されたマレーシア協定原产地証明書の場合には当該証明書に "ISSUED RETROACTIVELY" と表示され、送り出された後に発給されたことが明らかに表示されていること。</p> <p>なお、送り出された後に発給されたメキシコ協定原产地証明書の発給年月日は、貨物がメキシコから送り出された日であり、令第61条第8項 シンガポール協定原产地証明書、メキシコ協定原产地証明書又はマレーシア協定原产地証明書の有効期間 の規定の適用に当たり留意する。また、送り出された後に発給されたマレーシア協定原产地証明書の有効期間は、貨物が送り出された日から1年間であるので、令第61条第8項 シンガポール協定原产地証明書、メキシコ協定原产地証明書又はマレーシア協定原产地証明書の有効期間 の規定の適用に当たり留意する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前										
<p>(締約国原産地証明書の発給機関)</p> <p>68 - 5 - 14 令第 61 条第 4 項に規定する「発給につき権限を有する機関」は、次の表の第 1 欄に掲げる締約国原産地証明書の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる機関とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">締約国原産地証明書</td><td style="padding: 2px;">締約国原産地証明書の発給機関</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">シンガポール協定原産地証明書</td><td style="padding: 2px;">シンガポール税関</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">メキシコ協定原産地証明書</td><td style="padding: 2px;">メキシコ経済省</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">マレーシア協定原産地証明書</td><td style="padding: 2px;">マレーシア国際貿易産業省</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">チリ協定原産地証明書</td><td style="padding: 2px;">チリ外務省国際経済関係総局</td></tr> </table> <p>締約国原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。</p>	締約国原産地証明書	締約国原産地証明書の発給機関	シンガポール協定原産地証明書	シンガポール税関	メキシコ協定原産地証明書	メキシコ経済省	マレーシア協定原産地証明書	マレーシア国際貿易産業省	チリ協定原産地証明書	チリ外務省国際経済関係総局	<p>(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の発給機関)</p> <p>68 - 5 - 14 令第 61 条第 4 項 <u>シンガポール協定原産地証明書の有効性</u> に規定する「発給につき権限を有する機関」は、シンガポール税關 (Singapore Customs) をいい、令第 61 条第 5 項 <u>メキシコ協定原産地証明書の有効性</u> に規定する「発給につき権限を有する機関」は、メキシコ經濟省をいい、令第 61 条第 6 項 <u>マレーシア協定原産地証明書の有効性</u> に規定する「発給につき権限を有する機関」は、マレーシ亞國際貿易產業省をいい、シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。</p>
締約国原産地証明書	締約国原産地証明書の発給機関										
シンガポール協定原産地証明書	シンガポール税関										
メキシコ協定原産地証明書	メキシコ経済省										
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア国際貿易産業省										
チリ協定原産地証明書	チリ外務省国際経済関係総局										

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(「災害その他やむを得ない理由」の意義)</p> <p>68 - 5 - 15 令第36条の3第3項(第51条及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項又は<u>第61条第5項及び同条第6項</u>ただし書に規定する「災害その他やむを得ない理由」の意義については、次による。</p> <p>(1)「災害」とは、震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害で当該輸入者(その代理人を含む。)の責任によらないものをいう。</p> <p>(2)「その他やむを得ない理由」とは、災害に準ずる理由をいう。</p>	<p>(「災害その他やむを得ない理由」の意義)</p> <p>68 - 5 - 15 令第36条の3第3項(第51条及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項又は<u>第61条第7項 シンガポール協定原产地証明書、メキシコ協定原产地証明書及びマレーシア協定原产地証明書の提出</u> <u>並びに同条第8項</u>ただし書 <u>シンガポール協定原产地証明書、メキシコ協定原产地証明書及びマレーシア協定原产地証明書の有効期間</u>に規定する「災害その他やむを得ない理由」の意義については、次による。</p> <p>(1)「災害」とは、震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害で当該輸入者(その代理人を含む。)の責任によらないものをいう。</p> <p>(2)「その他やむを得ない理由」とは、災害に準ずる理由をいう。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(締約国原産地証明書の提出猶予の取扱い)</p> <p>68 - 5 - 16 輸入者が令第36条の3第3項(第51条及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項又は第61条第5項の規定による締約国原産地証明書の災害その他やむを得ない理由に基づく提出猶予を希望する場合の取扱いは、輸入申告又は蔵入申請等に際して「<u>締約国原産地証明書提出猶予申出書</u>」(C - 5295) 2通(原本、交付用)を提出させ、やむを得ない理由があると認めたときは、猶予期間を記載し、うち1通(交付用)に審査印を押なつして申出者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として、2か月以内で適當と認める期間とするものとする。</p>	<p>(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の提出猶予の取扱い)</p> <p>68 - 5 - 16 輸入者が令第36条の3第3項(第51条及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項又は第61条第7項 シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の提出猶予 の規定によるシンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書の災害その他やむを得ない理由に基づく提出猶予を希望する場合の取扱いは、輸入申告又は蔵入申請等に際して「<u>シンガポール協定原産地証明書・メキシコ協定原産地証明書・マレーシア協定原産地証明書提出猶予申出書</u>」(C - 5295) 2通(原本、交付用)を提出させ、やむを得ない理由があると認めたときは、猶予期間を記載し、うち1通(交付用)に審査印を押なつして申出者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として、2か月以内で適當と認める期間とするものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(分割して輸入する場合の締約国原産地証明書の取扱い)</p> <p>68 - 5 - 17 1通の<u>締約国原産地証明書</u>に記載されている貨物を分割して、逐次又は同時期に異なった税關官署に対して輸入申告又は蔵入申請等をし、<u>EPA税率</u>の適用を受けようとする場合の<u>締約国原産地証明書</u>の取扱いについては、それぞれ、前記68 - 3 - 9(原産地証明書の取扱い等)の(4)及び(5)の規定を準用する。</p>	<p>(分割して輸入する場合のシンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の取扱い)</p> <p>68 - 5 - 17 1通の<u>シンガポール協定原産地証明書</u>、<u>メキシコ協定原産地証明書</u>又は<u>マレーシア協定原産地証明書</u>に記載されている貨物を分割して、逐次又は同時期に異なつた税關官署に対して輸入申告又は蔵入申請等をし、<u>シンガポール税率</u>、<u>メキシコ税率</u>又は<u>マレーシア税率</u>の適用を受けようとする場合の<u>シンガポール協定原産地証明書</u>、<u>メキシコ協定原産地証明書</u>又は<u>マレーシア協定原産地証明書</u>の取扱いについては、それぞれ、前記68 - 3 - 9(原産地証明書の取扱い等)の(4)及び(5)の規定を準用する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(締約国原産地証明書の有効期間延長の取扱い)</u></p> <p>68 - 5 - 18 令第61条第6項に規定する有効期間を経過した締約国原産地証明書について同項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、適宜の様式による申出書2通(原本、交付用)を提出させ、やむを得ない理由があると認めたときは、うち1通(交付用)に審査印を押なつして申出者に交付する。</p>	<p><u>(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア原産地証明書の有効期間延長の取扱い)</u></p> <p>68 - 5 - 18 令第61条第8項 シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の有効期間に規定する有効期間を経過したシンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書について同項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、適宜の様式による申出書2通(原本、交付用)を提出させ、やむを得ない理由があると認めたときは、うち1通(交付用)に審査印を押なつして申出者に交付する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(輸入申告又は蔵入申請等が行われない輸入貨物等に対する E P A 税率の適用)</p> <p>68 - 5 - 19 法その他関税に関する法律の規定に基づき一定の事実の発生により、直ちに關稅の徵収が行われるものとされている貨物(例えば、保稅藏置場における亡失貨物等)のうち犯則貨物以外の貨物については、關稅の賦課の際に<u>締約国原產地證明書</u>が提出されたときは、<u>E P A 税率</u>を適用して差し支えない。</p> <p>なお、暫定法第 8 条の 6 第 4 項に規定する貨物については、当該貨物の課稅原因発生の日に当該貨物について同項に基づく<u>E P A 税率</u>の適用が停止されていない限り、<u>E P A 税率</u>を適用して差し支えない。</p>	<p>(輸入申告又は蔵入申請等が行われない輸入貨物等に対するシンガポール税率、メキシコ税率及びマレーシア税率の適用)</p> <p>68 - 5 - 19 法その他關稅に関する法律の規定に基づき一定の事実の発生により、直ちに關稅の徵収が行われるものとされている貨物(例えば、保稅藏置場における亡失貨物等)のうち犯則貨物以外の貨物については、關稅の賦課の際に<u>シンガポール協定原產地證明書</u>、<u>メキシコ協定原產地證明書</u>又は<u>マレーシア協定原產地證明書</u>が提出されたときは、<u>シンガポール税率</u>、<u>メキシコ税率</u>又は<u>マレーシア税率</u>を適用して差し支えない。</p> <p>なお、暫定法第 8 条の 6 第 4 項 <u>メキシコ協定に基づく關稅割當制度等の適用の停止</u>に規定する貨物については、当該貨物の課稅原因発生の日に当該貨物について同項に基づく<u>メキシコ税率</u>の適用が停止されていない限り、<u>メキシコ税率</u>を適用して差し支えない。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(新規)	
<p>(チリ原産品であることについての確認)</p> <p><u>68 - 5 - 21の4 チリから輸入される貨物がチリ原産品であるか否かを決定する必要がある場合には、チリ協定第47条及び同協定第48条の規定に基づき確認を行うこととし、実施に当たっては、本省に協議するものとする。この場合には、当該貨物の輸入者に対し、チリ協定第47条及び同協定第48条の規定を説明することとする。なお、確認を行おうとする前には、輸入者に対し照会を行う等、疑義の解明に努めるものとする。</u></p> <p>(1) チリ原産品であるか否かを決定するための確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>イ チリ外務省国際経済関係総局に対し、当該貨物がチリ原産品であるか否かに関する情報をチリ協定原産地証明書に基づいて要請する。この方法により情報を要請する場合において、必要と認める場合には、貨物がチリ原産品であるか否かに関する追加の情報を要請するものとする。</p> <p>ロ チリ外務省国際経済関係総局が行うチリにおける原産地証明書の発給を受けた者又はチリに所在する生産者であってチリ協定第44条7(b)に規定する者への訪問に立ち会い、当該訪問を通じて、产品がチリ原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該产品的生産に使用された設備の確認を行うことをチリに対して要請すること。</p> <p>なお、原則、上記ロは上記イをまず最初に行い、その結果疑義が解明できない場合に行うものとするが、例外として緊急を要する場合には、上記イの前又は間に上記ロを行うことができるものとする。この場合は上記イについては行うことができないので留意する。</p> <p>(2) 上記イの方法により確認を行う場合において、原産地証明書の発給を受けた者又はチリに所在する生産者であってチリ協定第44条7(b)に規定する者に関する情報で、チリ外務省国際経済関係総局に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、在チリ日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問状を送付する必要がある場合等は、在チリ日本国大使館を経由するのと平行し、チリ外務省国際経済関係総局に対し、直接質問状を送付することができる。</p> <p>(3) チリ外務省国際経済関係総局が要請の受領の日から3か月の期間内(追加情報の要請にあっては、2か月)の期間内に回答を行わない場合及び質問状(追加の質問状を含む。)に対する回答が、貨物がチリ原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、チリ協定第49条3の規定により確認の対象となっている貨物がチリ原産品ではないと決定されることから、当該貨</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>物に係るチリ協定原産地証明書を無効なものと認めて、チリ税率を適用しないこととなるので、留意する。</p> <p>(4) 上記口の方法により確認を行う場合には、本省を通じて行う。なお、訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前までに在チリ日本大使館を通じ、チリ外務省経済関係総局に対し、次の事項を含む書面を送付することとする。</p> <p>イ 当該書面を送付する関係当局を特定する事項</p> <p>ロ その施設への訪問が要請される輸出者又はチリの領域に所在する生産者の氏名又は名称</p> <p>ハ 訪問の実施を希望する日及び場所</p> <p>二 訪問の目的及び実施の範囲(確認の対象となっている原産地証明書所載の產品の明記を含む。)</p> <p>ホ 訪問に立ち会う本邦の関係当局の職員の氏名及び官職</p> <p>(5) チリ政府が訪問の実施を拒否する場合、書面による要請に対し当該書面を受領した日から30日以内に回答しない場合、訪問の最終日から45日以内又は相互に合意するその他の期間内に、訪問の間又はその後に収集した情報が提供されない場合又は提供された情報に貨物がチリ原産品であることを決定するに十分な情報を含まない場合は、チリ協定第49条3の規定により、訪問の対象とされた貨物がチリ原産品でないと決定されることから、当該貨物に係るチリ協定原産地証明書を無効なものと認めて、チリ税率を適用しないこととなるので、留意する。</p> <p>(6) 上記までの手続きを実施した後、チリ外務省国際経済関係総局に対し、產品がチリ原産品であるか否かについて書面による決定(当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。)を送付する。</p> <p>この書面による通知は、上記(2)に準じて行うものとする。</p> <p>(7) チリ原産品として輸入申告された貨物について、チリ協定第47条及び同協定第48条の規定に基づき確認を行う場合であって、輸入者が貨物の引取りを急ぐ理由があると認められるときは、法第73条第1項及び第77条第7項の規定に基づき担保を提出させ、当該貨物の引取りを認めて差し支えない。</p>	